

平成25年第1回森町議会3月会議 会議録 (第3日目)

平成25年3月11日(月曜日)

開議 午前10時00分

延会 午後 4時47分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長の諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第17号 森町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について(森町ふれあいの森)
議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について(森町トマト集出荷選果施設)
議案第21号 平成25年度森町一般会計予算
議案第22号 平成25年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第23号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 平成25年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第25号 平成25年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第26号 平成25年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第27号 平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第28号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第29号 平成25年度森町水道事業会計予算
議案第30号 平成25年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 議員派遣の件について
- 6 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員(16名)

議長16番	野村洋君	副議長	1番	菊地康博君
2番	山田誠君	3番	宮本秀逸君	
4番	松田兼宗君	5番	前本幸政君	
6番	川村寛君	7番	西村豊君	
8番	木村俊広君	9番	堀合哲哉君	
10番	中村良実君	11番	小杉久美子君	

12番 長岡輝仁君
14番 東秀憲君

13番 三浦浩三君
15番 黒田勝幸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷惠造君
副町長	片野滋君
総務課長	木村浩二君
総務課参事	佐々木陽市郎君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	小田桐克幸君
会計管理者	菊池一夫君
防災交通課長	福田繁幸君
契約管理課長	富原尚史君
企画振興課長	金谷孝己君
税務課長	木村哲二君
収納管理課長	野田勝正君
保健福祉課長	川村光夫君
保健福祉課参事	山田仁君
保健福祉課参事	金丸由起子君
住民生活課長	竹内明君
環境課長	横内仁司君
農林課長兼農業 委員会事務局長	久保康人君
水産課長	島倉秀俊君
商工労働観光課長	金丸義樹君
建設課長	小井田徹君
上下水道課長	石島則幸君
教育長	香田隆君
学校教育課長	清水雅信君
社会教育課長	伊藤昇君
体育課長	谷口方規君
給食センター長	坂尻正純君
図書館長	若松幸弘君
生涯学習課長	中島将尊君

さくらの園・園長	釣	隆	吉	君
病 院 長	川	崎	和	君 (欠席)
病 院 事 務 長	柏	洩	茂	君 (欠席)
病 院 事 務 次 長	坂	田	明	仁 君
消 防 長	山	田	春	一 君
消 防 次 長 兼 署 長	松	川	眞	也 君
砂 原 支 所 長	輪	島	忠	徳 君
町 民 サ ー ビ ス 課 長	竹	浪	孝	義 君
保 健 対 策 課 長	澤	口	幸	男 君
監 査 委 員	池	田	勝	元 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐	藤	洋	君
事 務 局 次 長	藤	田	司	志 君
庶 務 係 長	喜	田	和	子 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第17号 森町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第18号 森町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 - 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について（森町ふれあいの森）
 - 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について（森町トマト集出荷選果施設）
 - 議案第21号 平成25年度森町一般会計予算
 - 議案第22号 平成25年度森町国民健康保険特別会計予算
 - 議案第23号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第24号 平成25年度森町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第25号 平成25年度森町介護サービス事業特別会計予算
 - 議案第26号 平成25年度森町港湾整備事業特別会計予算
 - 議案第27号 平成25年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
 - 議案第28号 平成25年度森町国民健康保険病院事業会計予算
 - 議案第29号 平成25年度森町水道事業会計予算
 - 議案第30号 平成25年度森町公共下水道事業会計予算

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

ここで会議に先立ち、本日は国内観測史上最大の地震となった東日本大震災が発生してちょうど2年目に当たります。犠牲となられた多くの方々に対して議会、町、傍聴席の皆様と深く哀悼の意を表するため黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（野村 洋君） 黙祷を終わります。

どうぞご着席ください。ご協力ありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、前本幸政君、7番、西村豊君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

なお、ここで出席説明者の変更がございますので、報告を申し上げます。本日川崎病院長を出席要求をしておりましたけれども、病院診療のため出席できないということでございます。続いて柏渕事務長でございますけれども、本日体調不良のために出席かないません。そのようなことで坂田次長がかわりに出席をしております。

以上、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

ここでお知らせがございます。さきの議会運営委員会において、一般質問の答弁席の区分について1問目は演壇で行い、2問目から自席で行うとした提案がございました。森町

議会の……

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 済みません、静粛にお願いいたします。

森町議会の運営に関する基準の変更に伴いますが、本日の一般質問においても試行したいと思います。町長、教育長におかれましては、よろしくをお願いいたします。

また、議事進行についてでございますが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるようお願いいたします。

初めに、1、青森県外ヶ浜町との姉妹町締結等について、森町病院事業調査委託について、2番、山田誠君の質問を行います。

初めに、青森県外ヶ浜町との姉妹町締結等についてを行います。

○2番(山田 誠君) おはようございます。通告に従いまして、2問質問させていただきます。

まず、1点目の青森県外ヶ浜町との姉妹町締結等についてでございます。外ヶ浜町は、旧蟹田町、旧平館村、旧三厩村が平成17年3月28日に合併し、新町外ヶ浜町が誕生しました。旧蟹田町と旧砂原町は、昭和55年11月22日、姉妹町締結以来33年目を迎えようとしております。姉妹町の締結の経緯は、天文元年、1532年、今から481年前でございますけれども、津軽の蟹田村の権四郎という人が漁夫として10世帯余りを引き連れて移住し、砂原を開いたと記されております。旧蟹田町は、旧砂原町の生みの親でもあり、姉妹町締結以来新町森町に合併した平成17年3月31日まで行政、議会、産業団体、学校、文化、スポーツ団体、各イベント等官民一体となってお互いの両町は各分野において積極的に交流を図り、活性化を推進してまいりました。今現在は、両町とも権四郎の会を結成し、民間団体での交流等を図っております。以下について町長の所見をお伺いいたします。

1点目、森町と外ヶ浜町の歴史的経緯を踏まえ、基本的に姉妹町締結を行う考えがあるかどうか。

2点目、2015年度末に開通する北海道新幹線開業効果を最大限に発揮すべく、青函交流において前向きにあらゆる部門で両町の交流を図り、産業、経済等々の活性化を推進する考えはありますかとお伺いいたしたいと思っております。

○町長(梶谷恵造君) 山田議員のご質問にお答えいたします。

青森県の旧蟹田町が周辺2村と合併したことは、森町が合併した時期と偶然にも同じようなところで、何か感慨深いものを覚えたことを記憶しております。旧蟹田町と旧砂原町は、津軽の蟹田村の権四郎が移住したことが縁で姉妹町として合併前までそれぞれ交流を深めてきたところです。行政、議会を初めさまざまな分野で交流を図り、お互いの文化に深く歴史を刻んできたことも確かなことでもあります。また、お互いが合併をして関係に一区切

りをつけたことも事実であります。その中で旧両町において権四郎の会が結成され、引き続き交流が図られていることは大変喜ばしいことであると考えております。

さて、1点目の姉妹町締結についてですが、直接に外ヶ浜町長と話し合いをしたことはありませんが、旧蟹田町以外の2村の地域感情などは十分に考慮しながら慎重に検討することが必要だと考えるところであります。また、森町としても議会と十分な協議を重ね、静岡県森町との整合性にも熟慮しながら、姉妹町、友好町などの選択も含めた中で検討してまいりたいと考えております。

2点目についてですが、2015年度に北海道新幹線新青森駅（仮称）新函館駅間が開業予定となっており、その所要時間は約40分と試算され、道南と青森県がさらに身近になるものと思われまます。従来の森町の観光は、主に北海道縦貫自動車道の開業を意識した道央圏から道南圏への観光客の誘客を目的とする北海道内での知名度向上でありました。しかし、今後においては、青函交流圏での観光を含めたさまざまな分野での交流が盛んになるものと思われまます。現在森町は、函館市、北斗市、七飯町、鹿部町の2市3町及び各市町の観光協会、JR北海道等の交通事業者等を構成員とした北海道新幹線新駅沿線協議会への加盟を予定しております。その協議会の目的は、北海道新幹線の開業を見据えた広域での誘客の企画検討や青森県はもとより東北圏でのPRを視野に入れております。このような取り組みを進めることは、観光産業を含めた産業、経済等において有効なものになっていくものと考えております。両町の経済交流につきましても今後機会を捉えてお話を進めていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） まず、姉妹町の関係ですけれども、これは森、砂原の法定協議会がございまして、その慣行の取り扱いのうち姉妹町については現行のまま新町に引き継ぐというふうになっているわけでございます。それで、新町になってから協議されたかということになると、全く協議がされていないということを一つ承知していただきたいなと思います。それで、森町も梶谷町政になったわけでございますので、ぜひ今後において先ほど言ったように相手方、蟹田町は別にしても、旧平館村、旧三厩村の方々の意向も踏まえた上で今後の考え方、相手町村もあると思いますけれども、対応の仕方もいろいろあると思いますけれども、内容等を十分精査しまして前向きに、町長も前向きに検討するというようなお話ししていますけれども、さらに前向きに、森町の町内のほうもそうですが、検討協議をしていただきたいなと、そういうふうに思っていますので、もう一度お願いしたいなと思います。

それから、青函交流圏においての両町の交流でございますけれども、今新駅の関係でJRも入って東北関係の青函交流圏を闊達にするという話を伺いましたけれども、従来函館観光圏整備推進協議会、これ檜山と渡島18市町村やっていますけれども、これが先般解体されまして函館市と北斗市と七飯町の3市町で編成するというふうになっているわけで

す。それで、森町はどうするかということになると、その枠組みが道南一帯では南北海道観光推進協議会が主体になるというふうなことになるわけなのですが、問題は函館市なのです。こういうことを言っていていいか悪いかは別にしても、自分の立場だけを踏まえた上の行動しかとらないということであれば、そういうものに追随、参画しなくても森町独自で行うべきでないかなという気もするのです。それで、森には魅力ある資源を活用した観光地や食文化のブランド化を目指して連携を図るべきであると、私はそう思っています。それで、なぜかといいますと、道南唯一の水産加工業の技術のノウハウが一番持っているわけですが、森町は、道南一帯で。それを生かさない手はないと私は思っていますので、ぜひ青函交流圏の町として外ヶ浜町を主体に交流を図る考えがあるのかどうか、再度2点についてお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、1点目の蟹田町との姉妹町交流の件につきましてでございますが、私も否定的な考えは持っておりませんが、いずれにしても相手のあることでございます。先方の外ヶ浜町の町長さんとは昨年も中央の大会等でご挨拶はさせていただいておりますが、姉妹町交流等その他の件につきましてはまだ深い議論がなされておられません。先方も恐らく私よりも先輩でございますから、いろいろとお忙しい立場だとかご推察されておるところでございますので、今後機会を捉えながらこういった部分についても時間がかかるかもしれませんが、前向きな考えを持ちながらお話を進めてみたいなど、そのように考えております。

さらにまた、2点目の経済的な交流についてでございますが、先ほど函館市等の部分にも山田議員さん触れておりましたけれども、あれにつきましては国の観光庁の予算等の関係であって、その形をとったということで、依然として道南圏全域で観光等について取り組んでいくという部分については変わりなく、みんなで横のつながりを持っております。これにつきましては、そういったことで、あと森町独自でということでございますけれども、まずは一番深い青函圏の交流を持っている町だと私も認識を深くしておりますので、この件につきましても先ほどの1点目の姉妹町交流と並行して協議をしていきたいと、進めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々。

○2番（山田 誠君） いいです。

○議長（野村 洋君） 青森県外ヶ浜町との姉妹町締結等についてを終わります。

次に、森町病院事業調査委託についてを行います。

○2番（山田 誠君） 2点目の関係でございます。森町病院事業調査委託でございます。自治体病院を取り巻く環境は、国の医療費抑制策が厳しく、病院経営は困難な時代に突入しており、森町も例外ではありません。財政事情が厳しい今日、地域医療を守り、町民の安全、安心を守ることは至難のわざであると思っております。今までの経営状況を見ますれば、

不採算医療等の実施を除いても毎年多額の負債を負っていることは否めないところであります。主要財源である地方交付金に対する国の抑制策により、自治体病院に対する地方財政措置への影響が懸念され、病院の経営環境はますます厳しくなることを踏まえて今後の施設の形態、規模と経営計画等を明らかにする必要が不可欠であり、地域医療確保を図るためにもさまざまな運営形態に精通している専門機関に依頼し、病院事業の将来像について早急に調査を実施すべきと考えますけれども、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員のご質問にお答えいたします。

地方交付税に対する国の抑制政策により、自治体病院に対する地方財政措置への影響を受ける可能性が高く、病院の経営環境がさらに厳しくなることが懸念されておりますが、町政執行方針でも述べさせていただきましたとおり、町民の皆さんが安心して医療を受けられる体制を構築し、救急医療、高度医療、特殊医療などを充実させる役割は国保病院が担うことがその責務であると考えております。そのためには、常勤医と医療スタッフを確保し、夜間、休日等のウオークインを再開できるよう医療体制を構築することが最重要課題であると考えております。信頼され、選ばれる病院づくりを目指すためにも病院の将来像を確立させていかなければなりません。従来からある森町保健医療協議会等を開催するなどして町民の皆様のニーズを把握することはもちろん、専門機関の調査等が必要かどうかも含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（山田 誠君） 2問目へ参ります。

地方公営企業による病院経営では、経営安定、患者サービス等々の充実の面では制約が非常に厳しいわけで、経営改善には限界があると、そういうふうになっております。町長、病院の経営というのは、ほとんど病院の経営の悪化の要因は公務員給与制度による人件費の上昇が要因であるというふうに言われているのです、地方自治体の病院は、それで、つまり新たな経営手法を導入して手法の転換を図らないと収支の改善は見込めない、どこでもそう言われているのです。それで、国の公立病院改革ガイドラインでも病院経営に民間経営の手法の導入を検討しなさいと、そういうふうに求められているのです、今、不採算部門、先ほど町長は救急医療ですか、高度医療とか、森あたりで救急医療というのはちょっと無理だと思うのですが、そういうものを踏まえた上、その不採算部門を除いた部門、以外のものを地域の病院として、公設でなければ事業を継続できないわけですが、この不採算部門というのは、例えば幼児医療とか救急医療とか、そういうものは全部含んでいる、これは不採算部門、誰がやっても赤字になるということ、だから交付税で面倒見ますよと、こういうふうになっているわけです。それで、その事業を継続できないかどうかならば、指定管理者制度の導入も考えられないわけではないだろうと、こういうふうになっておるわけです。現状では、安定性のある経営状態の確保は非常に難しいと、簡単ではないのではないかなと私は思っております。そこで、町長、病院の経営、知識、それから実績、経験

のない方々が、我々が何だかんだと言ったって赤字出るものは出るのです。であれば、森町に合った病院を建設すべきだと、私はそう思うのです。そのためには、専門機関、コンサルに病院事業の調査を早急に依頼して、早急に委託してどういう方向に進むべきか、これをやっぱり確認する必要があるのです。今まで歴代の首長さんが大変苦勞してきたけれども、改善されたかといったら、改善されていない。そこで、梶谷町政になったわけですから、思い切ってやっぱり独自性を出して指定管理者も含めた上で調査依頼をすべきである。この調査依頼をやって成功している例は、池田町が成功した例なのです。これは、公益社団法人の地域医療振興協会、自治体病院の理事長、学長が、自治大学医大の学長がこの会長を務めていると。非常に優秀なところがございますので、それらの調査研究または部分の報告を受けてから検討しても遅くはないのではないかなと、私はそう思うのですが、再度お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問についてお答えを申し上げます。

病院の経営改善に対して非常に山田議員さんもお心配をしておられるということでは、私も同様に内容的な部分については心配をしている一人なのでございますけれども、今現状を就任させていただいてから4カ月間いろいろと見させていただきました。そしてまた、私の同世代、また同期生等がいろいろと各都道府県その他それぞれにおいて病院の病院長をなさったりしたり、いろいろとこういってつてもございまして、相談をさせていただいております。そういった状況の中で今私が判断しているのは、このたび行政執行方針にも書いてあるとおりの状況で、基本的な状況がまず充実されておらないと。まず、医師不足は全国的なものなのです。これは、2008年ですか、小泉改革が始まったときに全国で36万人の医師が必要だったのに対して35万人しかいない、1万人足りないのに医学部の学生を増やすことはしなかった。それから今年で5年目になりますが、いまだに改善されておりません。今後10年間の間医師が不足している、そういった状況の中で各病院が、自治体病院も非常に苦勞しておる、実際に私的な病院につきましても医師の確保に大変苦勞しておる、そういった状況でございます。そういった状況の中で、いろいろなコンサルタントやそういった方々から専門機関等に調査等を依頼したときにその調査に対応できるかどうか、そういった部分も検討の中には必要になってくるかなと、そのように思っております。山田議員おっしゃるように、十勝の池田町病院、大変すばらしい、北海道と北関東でも一番の成功例だと伺っております。そういった成功例がそのまま森町にも該当すれば、それは最高のことであると私も思いますけれども、今はもう少し内容に調査等が必要かどうかも含めまして森町全体でちょっと協議してみたいと、考えてみたいと、そのように思っているわけでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 中身的なものは、町長が言わんとすることはわかるのですが、医師不足というのはどこでも起きていて、先般も木古内町の小澤正則管理者が日本の

医者は供給体制がなっていないと、真冬の時代に入ったと、こう言っているわけなのです。それで、今町長は医者が不足、要するに病院運営、経営するには医者がいないとどうにもならないわけなので、私が先ほど言った例えば例としては地域医療振興協会なるものは医者を861人抱えているのです。それから、看護師を3,080人も抱えている、職員が6,537人もいるわけです。こういう大規模な振興協会、コンサルもやっているわけですけども、町長、もう少し調査も含めて検討してみたい、協議してみたいと言うけれども、時代はどんどん、どんどん進んでいくわけなので、早目に手を打たないとなかなか大変だと思うのです。今話聞きますと、60病床になったわけなのだけれども、入院している人が30人切っているという話聞いています。これでは全然病院の機能発揮していないと言わざるを得ないです。そういうことも含めて何が不足か、何を入れなければだめなのかどうなのか、それを委託をしないで一管理者ないしは病院の責任者に話をしたって前へ進まないと思うのです。やっぱり他方の目、別な目を見て、こういうやり方がいいのだよと何点か出してくるわけ、池田町もいきなりぱったり成功したわけじゃないです。相当検討、研究を重ねてやってきたわけだ。それで、行き着いたところが今のやり方に行き着いたと、こういうことなのです。だから、例えばお医者さんにしたって総合内科医的なものを行っている、何でもやれる、そういう先生を招聘しないとだめだという時代に入ってきているのだ。そういうことも踏まえて、町長、もう少し進んだ考え方持てませんか。やってみてだめなら、これはもともとでしょう。やって成功したならば、これは町民の安全、安心にもつながるわけだから、やはり国保病院があつていいかと、我々の病院だというような病院をつくるべきだと、私はそう思うのですが、もう一回お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再びの質問で、お答えいたします。

いろいろと本当に早期の手を打たなければ手おくれになる、それも十分私も承知しております。そしてまた、自治医科大学の内容、たくさんいらっしゃいますが、それでも医者が足りないという自治医科大学の内容も存じ上げております。その中で取り組んだ池田町の例は、自治医科大学が初めて取り組んだそうです。そういった部分もありまして、池田町の場合はちょっと特殊な成功例だと申し上げたのはそういった部分でございます。私も素人が集まって本当に病院の問題を解決できるとは思っておりません。しかし、その前段の部分できちんとした体制をとらなければいけないと、そういった思いもございます。ですから、全く専門機関の調査を受けないということではございません。そうではなく、森町に今現在森町保健医療協議会、これ平成17年度に設置されたと私も伺っております。それから、いろんな医療を皆さん心配していらっしゃる町の中の組織がございます。もちろん町民の意見も吸い上げなければいけません。そういったものを進めていったその先にこの専門機関の調査、それが必要であればそういった時点で調査をしたいと、そういうふうにと考えるとございませぬ。ですから、今現在では、まずはその前段の段階でいろいろと意見を聴取してニーズを把握して進んでいきたい、そういうふうにと考えるとございませぬ。

以上です。

○議長（野村 洋君） いいですか。

○2番（山田 誠君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 森町病院事業調査委託についてを終わります。

以上で2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、2、再生可能エネルギーの導入推進についてを行います。5番、前本幸政君の質問を行います。

○5番（前本幸政君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

再生可能エネルギーの導入推進について。梶谷町長は、このたびの町長選における公約で私の6つの約束を重点政策に挙げ、町民と約束をされ、当選をされました。また、24年11月号の広報もりにおける就任の挨拶の中でも、就任後の町政を進めるに当たって選挙戦で訴えてきたこの私の6つの約束を重点政策としていまして書かれております。その重点政策の一つに、自然エネルギーを活用したまちづくりを掲げておりますが、脱原発を目標に、水力、風力、太陽光などを活用し、売電事業に取り組み、町独自の収入策を公約としております。あわせて、これらの重点政策に対して町長は、町民の先頭に立って全身全霊をかけて政策を進めますと決意を述べられております。また、今議会の町長の町政執行方針の中で新エネルギーについて次のように述べられております。新エネルギー導入を推進するため、本年度は地域新エネルギー導入基礎調査を行い、資源の賦存量や利用可能量などの事業化への検証資料を策定し、環境に優しいまちづくりに向けた新たなエネルギー政策を推進してまいりますとされております。私自身、脱原発については賛成であります、それにかわる代替エネルギーについて大変興味がある立場より、以下についてお尋ねいたします。

1、脱原発を目標にされておりますが、これは再生可能エネルギーへの転換を意味するものと考えております。森町においても売電事業以外にも代替エネルギー転換奨励などを行い、住宅用太陽光発電システムへの助成制度の活用など町民向けの補助政策は考えていないのでしょうか。

2、売電事業に関してでございますけれども、10月16日の新聞報道によれば、小水力発電は実行まで2年くらいかかるかもしれないので、すぐに研究に着手する、また風力、太陽光の活用も考えていると力強く語っておられました。しかし、再生可能エネルギーによる発電の新規参入を促す狙いで導入された固定価格買い取り制度、これは平成24年7月スタートでございますが、平成25年度以降に買い取り価格の見直しが検討される予定であるとも聞いております。時間的な制約があることを前提にお尋ねいたします。

(ア)、2013年予算に発電事業についての調査費が計上されており、いよいよスタートする計画のようではありますが、まだまだ早期の調査など着手ができなかったのか、また新エネルギー導入基礎調査の具体的内容をお聞かせいただきたいと思っております。

(イ)、再生可能エネルギー売電事業に関しては、町独自の収入策としていることから、直営事業としての想定なのでしょうか。

(ウ)、民間との共同事業や企業誘致などを進めるための政策（町有地の賃貸、進出企業に対する助成、固定資産税の減免など）は考えられないのか。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 前本議員のご質問にお答えします。

1点目の補助政策についてでございますが、現在渡島管内においては函館市と北斗市の2市が国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助制度と併用した独自助成制度の運用をしていると伺っております。森町においては、環境に配慮したクリーンエネルギー活用に関する町民意識の醸成のため、今後の施策として勉強していきたいと、そのように考えております。

2点目のご質問についてお答えします。最初のご質問についてですが、新エネルギー推進事業は議員ご存じのように森町において初めての事業であります。調査のためには、担当する課や職員等の体制、あるいは予算措置に関する調査や申請などの事前準備が必要となってまいります。昨年10月19日に就任後すぐにこれには着手いたしまして、このたびの議会に調査費を提案させていただき準備が整ったところでございます。また、新エネルギー導入基礎調査の具体的な内容でございますが、太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマス等に関して森町内の賦存量を数値化し、具体的な利用可能量を調査いたします。また、各エネルギーの適地についての調査やどのような種類の再生可能エネルギー事業が適しているのかなどについても調査し、整理してまいりたいと考えております。

次のご質問についてですが、昨年12月会議におきまして松田議員のご質問にもお答えしておりますが、今後の展開により最も有利な方法を検討してまいります。

最後のご質問ですが、今後の展開によっては民間との共同事業や企業誘致等も視野に入れ、新エネルギー事業の導入を図っていききたいと考えているところでございます。また、議員ご提案の支援等につきましては、必要になった場合には議会にご相談をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（前本幸政君） それでは、再質問させていただきます。何点かありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、住宅用の太陽光の助成の部分でございますけれども、勉強していきたいというようなお話でございました。私の調べでは、今町長もおっしゃってございましたけれども、住宅用太陽光発電システムの助成制度をされている自治体は全道で63市町村でありまして、渡島管内では函館市と北斗市がその助成をされております。函館市では、平成24年度154件で約3,000万の助成をされました。今年度も、この25年度の予算につきましても函館市は同様に150件を想定し、昨年と同額の3,000万を予算化していると聞いております。ちなみ

に、1世帯の設置額は約190万円で、そのうち市の助成が21万、国の助成が13万円ということで約三十四、五万の補助のようで、大変これは函館市は好評なようでございます。今町長がおっしゃられました勉強していくという部分で前向きなのかなと思っております。このような助成を前提に考えているのであれば、やっぱり実現に向けて早期の政策を進めていただきたいと思います。また、この助成に関しても相手方の計画も考慮していただきまして、時期や時間についても明確な情報を随時報告して実施していただきたいと思います。

2点目でございますけれども、新エネルギーの導入基礎調査について再度お伺いをいたします。経産省の発表しております固定価格買い取り制度では、1キロワット当たり太陽光では42円、これは今年度からもしかしたら下がりまして38円程度になるというようなお話もされております。風力発電では23円から57円、小水力の発電では25円から35円というような据え置き金額が示されておるわけでありまして、太陽光発電の発電施設認定件数は、これは10キロワット以上でございますけれども、道内では562件を超え、ちなみにほぼ半分の259件が道内の法人、そして175件が個人、120件が道外の法人、8件が海外の法人ということで、自治体で運営しているのはないようであります。ちなみに、我が森町でも何件か太陽光の発電が今年度から運用されるというふうにも聞いております。また、小水力発電は、道内では札幌市で400ワットクラス、帯広市で200ワットクラス、これは平成26年7月にスタートするようでありまして、この2カ所だそうでございます。札幌市では、藻岩浄水場を利用した水道発電、また帯広市では十勝中部広域水道企業団の水道施設を利用した水力発電でございます。約140メートルの落差の高水圧を利用して河川よりも流量が安定している水道の発電だそうでございます。ちなみに、河川の水力発電の実用化を目指して実験に挑んだ自治体もございました。これは、ニセコ町でございますけれども、平成10年9月から約3カ月間町内の用水路や小川に4カ所大変趣向を凝らした発電装置を5種類を設置し、実証実験をされたそうであります。結果的には、落ち葉や流木、また積雪、着氷などで実用化への課題を多く残した結果だったそうでございます。平成24年10月3日に行われました町長選における候補者による公開討論会や選挙カーにおける梶谷町長の売電事業の提案には、私を含め多くの町民が期待を持たれたと思っております。また、以前設備関係のお仕事を経営されている立場より、何らかの発電に対する思いや考えは多く持っている方だろうと思っております。そこで、再度ですけれども、この調査費、今回今これから予算審議に入るわけでありましてけれども、約450万円の使われ方、またそれに伴うもう少し具体的な調査の内容、これをもう一度お聞きしたいと思っております。

それから、町独自の収入策をどう考えているのかというお話でございますけれども、有利な方法を考えていきたいというようなお話だったと思っております。何とかいろんな方面で有利な方法を考えるべきだと私も思っておりますけれども、基本的に自治体の役割というものをよく考えながら、本当に自治体が収入策を考えるということが妥当なのかどうなのかというのは慎重に考えていかなければならない、株式会社森町をつくっていいのかという部分はありますので、慎重に考えていかなければならないのかなと思っておりますので、

その辺もう一度答弁をいただきたいと思います。

それから、民間との共同事業や企業への助成についての部分でございますけれども、これもいい方向に行けば議会のほうにも提案をしていきたいというようなお話でございますので、前向きな方向なのかなというふうに理解しているわけでありまして、北海道では、平成24年度道内で建設計画がされている大規模太陽光発電所の用地といたしまして、進出を検討されている民間企業などに道の遊休地を売却や長期貸し出しをする方針であるようでございます。また、積極的に再生可能エネルギーの有効活用と地域産業の活性化を図るために、進出する企業が新たに設置した太陽光発電施設に係る固定資産税を減免するなどの優遇策を講じた地域もございます。滋賀県の守山市、福岡県の宗像市、また福岡県の大牟田市ですか、これは5年間の固定資産税を優遇されるというふうに聞いております。それから、北海道では苫小牧も減免されるというふうなお話も聞いております。我が森町におかれましても、再生可能エネルギーに対する町民の関心度も大変増してきていると思っておりますし、クリーンなエネルギーももちろんでございますけれども、今一番森町に必要なクリーンな森町を目指すためにも企業誘致や、また進出する企業への助成、さらには減免など、真剣に考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、期待はするのですけれども、もう一度その辺の考え方をお聞きしたいと思っております。

それから、5つ目になりますけれども、平成24年12月3日に北海道における再生可能エネルギーの導入拡大と地球環境の保全とエネルギー自給率の向上、そして地域経済の発展に寄与するということを目的に北海道再生可能エネルギー振興機構が発足されました。我が森町も、再生可能エネルギーの導入拡大に対しまして町を挙げて取り組む姿勢のあらわれといたしまして、会員としてこの機構に参加されたようでございます。ちなみに、今後の今予算審議に入るわけでありまして、その項目の中にこの機構への負担金として5万円の予算が計上されているようでございます。今後森町といたしましてどのような取り組み方、そして具体的な構想があるのか、この点をお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○町長（梶谷恵造君） 前本議員の再質問にお答えします。

非常によく勉強していらっしゃるし、私も見習って負けないように進めていかなければならないなど、そのように意識をいたしました。

まず、1点目の他町、他市でも取り組んでおる補助制度、私も勉強させていただきたいと申しますのは、進めていく中では必ず必要になる制度であろうと、そのように思っております。それから、今年度近隣の町では七飯町が25年度に導入するというお話も伺っておりました。そういったところ、他の町で取り組んでいる状況も勘案させていただきまして、調査をさせていただきまして、これから森町にふさわしい形というのが時期が来ましたら恐らく必要になってくると、そのように思いますので、まず勉強させていただきたいというふうに、また再びの答えで申しわけございませんが、思っております。

また、2点目と5点目につきましては、若干事務的な部分がございますので、担当課か

らご説明させていただきたいと思っておりますけれども、取り組みに対する事業の展開における体制の部分でございますよね。町で直営するのか、それからいろんな形公募した中でやるのかとか、そういった部分につきましては今現在形としてはないものでございますけれども、基本的に申し上げますと、直営というのは正直考えておりません。今現在は、ある程度町としていろんな助成金、国、道に持つておる自然エネルギーに対する補助制度、そういった有利なものを使いながら調査は進めてまいりますが、今後いろいろな形として実際に運用する場合にはもう一度あらゆる方策、一番有利な方法、それから安定して運営できる方法等を考えていきたいと、そのように思っております。まずは、先ほども申し上げましたように、基本的に直営というものは考えていない、そういったところでございます。

あと、4点目のこれも助成制度ですね。企業誘致等、いろいろと森町に対して参入を計画しておったり、それからぜひ森町でこういった自然エネルギーについて取り組んでいきたい、そういった企業が出てまいりましたときには町独自というのはなかなか予算的にも厳しい部分がございますので、国などの助成制度、また道からのいろんな補助金等も含めまして調査を進めさせていただきながら取り組んでいきたいと、そのように思っております。

2点目の調査費とかと5点目の5万円、そういった部分につきましては事務的な部分がございますので、金谷課長のほうから、企画振興課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○企画振興課長（金谷孝己君） それでは、お答えいたします。

本年度の新エネルギーの発掘調査の事業費の内容であります、446万円を計上しております。内容につきましては、委託料としまして森町新エネルギー導入基礎調査委託料が350万円、それから外部の専門家の招致ということで報償費が10万円、それから旅費といたしまして視察、それから等々の打ち合わせ、いろんな部分の打ち合わせ等で29万1,000円、それから需用費といたしまして消耗品、参考図書、それからファイル等、それからもろもろの経費であります。それと、印刷製本費といたしまして調査報告書の作成等を含めまして需用費として37万円、また共通経費といたしましてコピー機の使用料であります。これが使用料及び賃借料といたしまして20万円を計上しております。合わせまして446万円でございます。

それと、委託調査の内容であります、賦存量としまして理論値であります。それから、一般利用可能量といたしまして、現状での制約を考慮したより現実的な値が利用可能量であります。内容につきましては、例えば賦存量であれば、太陽であれば各家庭、それから公共施設等々にその屋根に全て太陽光パネルをつけた場合には森町でどれだけの賦存量があるのか、それから遊休地等、そういう部分の太陽光が全て、太陽がさんさんと降り注ぐ、そういう場所において森町の賦存量がどれだけあるのか。それから、バイオでいきますと畜産、家畜の頭数、それと家畜のふん尿、この量によって推計をされるものであります。

また、小水力においては河川、河川の流量、落差による推計をいたします。森町に河川大小ありますが、それらを含めまして落差、流量を計算された推計をいたします。これが今回の部分でありまして、これを踏まえまして最終的には結果といたしまして次の展開のシナリオを策定しようとするものであります。

続きまして、昨年12月に設立されました北海道再生可能エネルギー振興機構であります。今年度森町としましては、平成25年度から町村の正会員として5万円を今回の予算に計上しております。今この機構を我々は活用しようとしておりますが、機構の趣旨を先ほど議員もおっしゃいました。この部分については、私たち会員といたしましてこれから行います再生可能エネルギーの事業促進に向かいまして、まずは資料の収集、それからサポート、指導、その部分をお願いしようと思っております。

以上であります。

○議長（野村 洋君） 再々質問ございますか。

○5番（前本幸政君） それでは、再々質問させていただきたいと思えます。

私は、反対しているわけでないですから、前向きに検討してほしいという意味で言っていますので、ひとつ頑張ってくださいなと思えます。

そこで、町長の姿勢に対して3つ目の質問をさせていただきたいと思えます。町長は、売電事業を公約として町民に訴えてきました。就任後現在で約5カ月がたとうしているわけであります。当選直後の町長の就任の挨拶以外、多くの新年会や各種の会合の町長の挨拶の中で大変残念でございませけれども、重点政策の一つの目玉だと思っております売電事業に対して触れられていなかったような、そんな気がしているのは私だけでしょうか。3月議会のここきて初めて予算化されました町長の売電計画が打ち出されてきたわけあります。ところが、議案内容を見ますと、初期の調査からのスタートということで大変私はびっくりされたわけあります。あのときの選挙公約の中で示されておりました小水力発電などを含めた力強い公約、考え方がどこに行ったのかなというような感じを受けたわけあります。本来なら就任直後の12月議会でも結構なのですが、どんどん打ち出してほしかったなというのが正直な気持ちなのであります。今森町では、通年議会が施行されております。いつでも行政側からの提案などを受けられる、そんな体制ができているわけあります。町長就任直後、今言いましたように、どうして議会提案ができなかったのかなというのがちょっと疑問を持ったわけあります。町長も実現までに2年くらいかかるかもしれないなど発言もされている中で、スピーディーな行政運営をしてほしいと思えます。まず、これ1つ目です。

それから、調査研究だけの4年間にならないようにというふうをお願いをしたいと思えます。この辺の心境をお聞かせください。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問でございますけれども、前本議員さんにはいろいろと調査もしていただきながら、また後押しのように非常に叱咤をいただいたと、そのように感

じております。

まず、就任直後からいろいろとすぐ取り組めなかったのかという点につきましては、先ほども1回目の答弁で申し上げましたように、やはり具体的に動くような状況になってから皆さん方にご提案を申し上げないと非常に失礼であろうと、そのように思っております。情熱的にはいろいろな構想がございますし、先ほど議員さんのおっしゃられたように、いろんところでたくさんアイデアを含めながら、しかも数十年前から導入しておる、そういった藻岩山の水道の落差を使ったその電気というのは売電されておりません。自賄いでほとんどあの水道施設で担っているわけです。そういった部分も私も十分掌握をしながら、可能性としてはかなり高いだろうなということから、選挙公約の目玉の一つとして訴えさせていただきました。ただ、この件、売電事業につきましては売電だけが目標ではございません。恐らく皆さん、議員さんも存じ上げておると思いますが、環境に優しい町にすること、それから濁川地区において北電の地熱発電、あれが地域の緊急用の電源になる、そういったことも踏まえながら私の思っている災害に強いまちづくり、そのための地域の電源としても利用できる、そういった考えもございます。これにつきましては、まだまだ調査研究の先のほうにあるものでございますので、やはり近々になりましたら皆さん方にも、議員さんにもご相談申し上げたいと、そのように思いながら今現在進めておるところでございます。

それと、やはりスピード感も大変重要なのでございますけれども、いろいろと調査をせずに進んでいって壁に当たったり、それから考えたとおりに、思いどおりにいかなかった場合には非常に責任の、責任をとらないということではないのですが、後戻りというのは非常に残念な状況がございますので、一步一步確実な進め方で私は考えておりますので、その点をご理解いただければなと思っております。今後基礎調査も進めるわけでございますけれども、基礎調査以外の部分でもいろんな部分で勉強させていただきながら進めさせていただきたいということを申し上げながら、答弁にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再生可能エネルギーの導入推進についてを終わります。

以上で5番、前本幸政君の質問は終了しました。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、3、グリーンピア大沼とちっっぷ林館の施設についてを行います。15番、黒田勝幸君の質問を行います。

○15番（黒田勝幸君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

グリーンピア大沼とちゃっぷ林館の施設についてでございます。グリーンピア大沼は、平成17年3月、年金運用基金より町が1億5,645万円で取得し、同年3月16日よりグリーンピア大沼株式会社が公設民営方式で運営されております。賃貸料は年額2,000万円で、8年目に入りました。ホテル、他の建物等については、平成8年に建設され、既に17年経過し、修繕箇所も増えてきました。これまで約4,200万円かかっております。また、この施設は、取得してから10年経過すると転売することも可能です。ちゃっぷ林館は、建設費8億8,600万円を投資し、平成7年6月にオープンし、18年になろうとしております。21年度に天井改修工事等1,152万9,000円かけ工事し、22年度より指定管理者が運営しております。3年契約で、この間修繕料が385万円かかっております。また、この施設等の起債、借金でございますけれども、平成22年9月で全て償還が終了してございます。これらの2施設については、今後ますます修繕費がかかることが予想されておりますし、将来の町財政を考えた場合、私はこの施設を売却し、固定資産税をいただいたほうがいいのではないかと考えております。現在借りている方は、町との契約内容に沿って運営しなければなりません、自分の資産になると自由な発想で運営できるので、お互いにメリットがあるものだと思います。次回の契約時に向けて検討してみたいかでしょうか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員のご質問にお答えいたします。

赤井川、駒ヶ岳地域につきましては、3年後北海道新幹線の駅に森町内では最も近く、今後の移住、経済等を勘案したときに重要な地域になると考えられます。そのような環境におきましてグリーンピア大沼やちゃっぷ林館につきましては、中心的な役割を担うかもしれない施設ではございますが、黒田議員ご指摘のように、これからは維持管理費の増大も懸念されるところでございます。両施設につきましては、公共性、公益性の確保についても熟慮した上で売却が良いのか、または指定管理者が良いものか、あるいは直営が良いものかも含めて今後の課題とさせていただき、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 答弁は、簡潔でわかりやすくいいですね。そういうことなのです。本当はそれでいいのけれども、もうちょっと再質問で言わせてください。

12月議会でも出ておりましたけれども、同僚議員が行財政運営についてということで質問をなされました。いわゆる新森町は、平成17年に合併してございます。そういうようなことで合併したことによって特別な交付税をいただいているのは、ご存じのとおりでございます。これが10年過ぎますと段階的に減っていきまして、最終的には5億3,200万円相当が来なくなるという試算されております。それと、当町の人口も1万7,700人程度になりました。それと、高齢者、高齢化率も30%を超えました。そうすると、今後ますます少子高齢化も一段と進むことによって、それに伴って税収も落ち込んでまいります。歳入に希望を持ってないということは、歳出を抑えていくと、こういうことなのです。ですから、やは

りどうしても町がやらなければならないものは、それはそれでしょうがないのだけれども、確かに町長の言うとおりの3年後には新函館駅が来ますので、やはりあの隧道を越えると森町ですから、かなり有望な地域になるということも理解しております。それで、私は固定資産税のことを冒頭言いました。当時グリーンピア大沼は、国のほうから6,000万円の固定資産税をいただいております。今ほかの人に売っても幾らもらえるか、それは話は別だ。当時6,000万円もらっております。そして、今森町の財産になりまして、2,000万円の賃貸料をいただいております。2,000万円そのまま入ってくるならいいけれども、やっぱりああいう不動産ですから、壊れれば直さなければならないのです、大家さんだから。そういうことがますます進んでくることが懸念されております。それと、グリーンピアにしても2町6反あるそうでございます、あの敷地が。ですから……ごめんなさい、ちゃっぷ林、2町6反あるそうでございます。それで、固定資産ですけれども、あの土地については私が調べた概算です。30万ぐらいでないかと思うのです、固定資産税。だけれども、建物については100万ぐらいもらえるのかなと、そのように思っております。そういうようなことで、そのことによって先ほど言ったように今度買った人も、買えば本当にその人の才能を最大限に生かして今よりももっともっと活性化するのでないかと、町も安定した固定資産税が入ってきますので、お互いにメリットあるのではないかとということが私の趣旨でございますので、双方、これからちゃっぷ林館の契約については現在やっている方が3年この3月で終わるのです。4月からまたその人なるかならないかは別にして、新しい人になるわけでございます。そういうふうに進んでいくと思っておりますので、また3年間です。グリーンピアも今8年目になりましたので、あと3年なのです。両方3年後にはまた再度貸すのであれば新しい人になると、検討されるわけですから、それを見据えて検討したらいかがですかということでございますので、いま一度ご答弁願います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

やはり今後黒田議員さんおっしゃっておりますように、合併後10年たった後に段階的に特例の算定措置が緩和されていくということで、5億数千万段階的に最終的には減っていきます。やはり税収のことも考えなければなりません。そういったことも含めて今後の課題になっていこうかと、そのように思っております。そういった部分では、これから議員の皆さん方ともいろいろと検討させていただいた上で進めさせていただければなど、そのように思っております。まずは、今後の課題として扱わせていただきながら進んでいくということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） いいですか。

○15番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） グリーンピア大沼とちゃっぷ林館の施設についてを終わります。

以上で15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、4、自治体経営の行財政改革について、歴史遺産の活用に向けて、13番、三浦浩

三君の質問を行います。

○13番（三浦浩三君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、1問目は、町長の執行方針で述べられておりました自治体経営の行財政改革という項目の中で前町長が起案していた重点3事業の保育所、給食センター、さくらの園の民間移管について現時点での留意点を述べていますが、町長、以下に伺います。

1つ目、森町総合開発振興計画を策定した時点では、平時での展望に重きを置いてきたことと考えますが、今は災害対応を考慮したまちづくりにシフトする必要を感じます。町長も保育所のあり方で「乳幼児、児童に対する子育て、教育のあり方について、保育所・幼稚園の老朽化や低海拔地域施設の移転への対応等を考慮した、一体的な施策の展開が必要と考えております。国の幼保一元化政策にも留意しながら、“認定こども園”の新設整備をはじめ、保育所の統合整備等について、利用者の意向も確認しながら、全庁的な検討を進めてまいります」とその一端を述べていますが、幼稚園や小学校にも低海拔地域と老朽化した建築物が散見されております。将来を担う子供たちをどのように守り育てるのか、町長及び教育長の所見をお伺いいたします。

2つ目としまして、前町長は給食センターの調理部門委託を考えていましたが、梶谷町長は「調理部門正規職員1人の退職により、運営経費が減少します。直近の数値を精査し、これらも勘案しながら今後の方策の提示に努めてまいります」と言われておりますが、少子化が進む中で配食数の減少も考えられます。また、現在は公会計で経営運営していましたが、私会計方法での経営も検討し、NPO法人やPTA等での経営も視野に入れた取り組みができないか、これも町長及び教育長の考えをお伺いいたします。

3つ目としまして、さくらの園については、町長は「今後の運営方策・形態の検討の際に大きな課題となるのが“施設の老朽化への対応”であり、大規模改修あるいは全面改築などへ、町としてどのように対処していくのか、財源の検討等含め想定しておく必要があります。情報収集、研究に取り組み、提示してまいります。また、改築等の想定時期を探るため、現状施設設備の点検、診断を行ってまいります」と主に施設の老朽化を考慮しておりますが、高齢化が加速度的に進む中であって施設介護が追いつかない状況にもあります。そこで、在宅介護に対する支援等も視野に入れた検討も必要と思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員のご質問にお答えします。

まず、1点目についてですが、行革課題の保育所のかかわりの中でも触れておりますが、幼稚園については保育所同様老朽化、低海拔地域施設について対応していくとの考えであり、移転改築が予想されます。ただし、運営形態としては、認定こども園となる可能性もあります。また、行革課題からは離れますが、小学校についても保育所、幼稚園等と同様な方針で挑みます。しかしながら、多大な財源も必要となることから、緊急度なども十分考慮しながら年次計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、私からは給食センター調理業務委託についてNPO法人

等による運営を取り組めないかとのご質問についてお答えいたします。配食数の動向や公会計、私会計にかかわっての部分は教育長からの答弁とさせていただきます。

さて、調理部門のNPO法人等への委託については、平成22年10月に議会行革特別委員会の先進地視察として松前町を訪問した際に平成18年度より地元のNPO法人まちづくりフォーラムに委託しているとの事例説明をいただいたと伺っております。地場に有益との観点からも評価できるものと考えますが、何よりも安全、安心な給食の提供が保証されるのか、当町において今後の行革審議過程の中で検討項目となり得るのか研究を進めたいと考えております。

次に、3点目についてですが、国は在宅介護の一層の推進を方向づけておりますが、一方では議員ご指摘のとおり介護施設等での一時緊急的な支援の要望も増加するものと予測されます。町政執行方針5ページ、さくらの園の項でも触れておりますが、短期入所（ショートステイ）の増床などについて整備投資額及び財源検討、増収額の検証を含め行革審議過程の中で調査検討していかなければならないものと考えており、これを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○教育長（香田 隆君） それでは、三浦議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、1点目です。森町の幼稚園、学校で海拔10メートル以下の施設としては、尾白内小学校が4メートル、砂原中学校が9メートル、さわら幼稚園が1メートルとなっております。また、平家建てで比較的古い施設としては、尾白内小学校とさわら幼稚園がございます。3.11の津波以降に森町においても地震津波避難計画が策定され、その計画に基づき幼稚園、学校においても避難計画の見直しを行っているところであります。さわら幼稚園、尾白内小学校におきましては、特に津波に対しての避難訓練に重点を置き、避難路の確認の中、避難訓練を行っているところであります。教育委員会といたしましては、幼稚園、学校での避難訓練で安全性の確保を図りながら、より一層の安全確保には高台移設を視野に入れた計画が必要であると考えております。今後安全性の観点と行政改革方針から幼稚園、保育所等を含めた全体的な検討をしてまいりたいと考えております。1点目は、以上でございます。

2点目でございます。今後の学校給食数ですが、平成25年度の給食数が約1,540食、3年後の平成28年度では約1,470食と予想され、約70食が減少すると考えられております。現在当町の学校給食費は、公会計で運営しており、賄い材料費は予算により購入し、安定した学校給食を提供しております。質問にありましたPTA等の経営とは、私会計のことだと思いますが、私会計となると賄い材料費は収入額により購入しなければなりません。収入額により給食内容にかなりの影響があると思われれます。また、PTAや学校関係者にも給食費納入に対するご協力や役員の方の負担も多くなるというふうに考えられます。安全で安心な学校給食を提供することを考えますと、現在のところ公会計のほうが望ましいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○13番（三浦浩三君） 実際にこの3事業というものに対しての具体性を持った執行方針というのは、ほとんど見受けられなかったなと、そう思います。これから実際に基礎調査から、先ほど言われました幼保一体、こども園という、そういうものに向けての当然調査から始まっていくし、また小学校の今度は統廃合とか、そういう問題にまで考えが広がっていく、及んでいくと思います。また、場所的に、具体的に申しますと、尾白内近辺、今度は避難路という問題もあります。移転はしたはいいが、どういう経路をたどっていくのだと、そういう問題も多分にあると思います。その中でこれから順次計画されるものだと思いますけれども、これはやはりとんでもない財源、財政というものも考慮しなければ前に進まないものだと思います。ですから、そういうものはできるだけ早くに、そしていろんな方の情報、町側から発信するだけでおさまるものではないと思います。地域住民、親御さん、それぞれの方々と十二分なコンセンサスというものをとり合わない、これはとんでもないことになろうと思います。そこで、この3事業につきまして町側が、我々議会もほぼ2年ほど前から病院もひっくるめたこの3事業を主にした視察研修などもやってきております。そういうものを提示できる時期というものは、今年度中にして出してくるのか、今年度も、来年度、次年度になりますか、前半に取りまとめをして議会に示すことができるのか、その辺の時期的なもの、それと財政、財源確保というもの、これは町長初め町幹部の大変な政治活動が要求されるものと思います。その中で方向性として、今言われたようなことの3事業そのものが公設民営という方向での検討で捉えて、私はできるだけそういう方向で捉えるべきでないかなと、そう思うものですから、その辺の考えというものの、大きくこの2つ再度ご答弁願いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員の再質問にお答えいたします。

いろいろと3事業についての再質問でございますが、一応今日で3.11東北大震災からちょうど2年ということで、私はこのお話をする前には一番大切なのが防災計画、まずこれが第一前提になろうと、そのように考えておるところでございます。これによってどういう方向性を持って施設を安全なところに移動させるのか、もちろん保育所に来ている子供たちを安全に避難させることができるのか、そういったことがまず大事だと、そのように思います。もちろん行財政改革が大切ではないということはみじんも思っております。そういった観点から、まず平成25年度は防災計画を策定させていただいて、その中の計画の中において学校や幼稚園、そういった施設、もちろん避難場所でもございます公民館等、そういう町営の施設についても同様でございます。そういったものの改修等取り組む時期を明確にしていきたいなと、そのように思っております。そしてまた、3事業の形態につきましては、いろいろな形、運営形態もございます。設置形態もございしますが、今段階で公設民営化ということはまだ考えてございません。この後いろいろな形があらうかと思えますけれども、これについても今後の議論の中で決めていきたいなと、そのように

思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 三浦議員、教育長の答弁も必要としますか。今の質問からいくと、余り関係ないかなと思うのだけれども、いいですか。

○13番（三浦浩三君） （聴取不能）

○議長（野村 洋君） 教育長、ありますか。

○教育長（香田 隆君） （聴取不能）

○議長（野村 洋君） それでは、再々質問。

○13番（三浦浩三君） 最近の政治番組など見ていますと、国の方向性として先ほど町長言われました防災というものの認識というのは非常に高いものを持っていると思います。それに対する手当てというもの、これは十二分に被害をこうむる地域なのだよというものを訴えることによって取り上げてもらえるものが多々あろうと、そう思います。そこで、再度そういう方策というもの、当然道との協議、そして地元選出の国会議員などを交えて十分な働きかけというものも必要かと思われまます。ぜひ一丸となってそういうものの展開というものを進めてほしいなど、そう思いますので、再度ご答弁お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 3回目のご質問でございますけれども、本当に3.11以降皆さんが取り組んでこられた部分につきましても方向性がかなり大きく変わったと思っております。そういった部分では、ただいま三浦議員さんもお提案しましたとおり、本当に財源の確保、いろんな有利な財源増えてまいりました。私たちは、ただくれと言うだけでもらえませんので、その財源を速やかに確保できるように準備万端滞りなく進めていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 次に、歴史遺産の活用に向けてを行います。

○13番（三浦浩三君） 2問目としまして、歴史遺産の活用に向けてお伺いいたします。

悠久の歴史の中で人類発展の痕跡に種々の遺産がありますが、当町にも鷺ノ木縄文遺跡、または幕末に蝦夷共和国を夢見て榎本軍が上陸した鷺ノ木海岸、南部藩陣屋跡や台場跡、駒ヶ岳迂回の方眼字道路、茅部場所の鯉供養塔、日本初の大型冷凍機、大型袋澗跡、鳥崎溪谷の金山跡等々、または渡島海岸鉄道、定置網漁法の発展、完成、そして伝搬、国や道の出先機関の配置と森町は特に明治以降道南の要衝としての発展を遂げてきました。このように数多くの史跡、史実があり、町内には南部藩ゆかりの子孫がいるとも聞いております。また、霞台の金鉱山集落の出身者も多数いるとも伺っております。温故知新の例えもあり、いま一度古代や前近代の史実調査と保存をし、次世代につなげるべく教育現場での活用、または観光資源や経済基盤の再構築としての活用方法等の考えを町長及び教育長にお伺いいたします。

○教育長（香田 隆君） 次世代につなげる教育現場での活用でありますけれども、森町総合開発振興計画の中で学習、文化、心豊かなまちづくりでは文化財、伝統文化の保存と

継承の主要施策に次世代への文化の継承に向けて文化財などの学校教育や社会教育での活用を図りますと計画いたしております。教育委員会といたしましては、学校教育での社会科副読本わたしたちの町「もり」を作成し、小学校の授業で活用しております。その中で昔から今へと続くまちづくりの項目に森町の遺跡として鷺ノ木遺跡、東蝦夷地南部藩陣屋跡、砂原陣屋跡などの史跡と森町の文化財を記載し、学校教育での活用を図っております。また、郷土資料の保存、展示を目的とした公民館の郷土資料室と森町郷土館があります。さらに、遺跡発掘調査事務所による遺跡の展示並びに教育委員会発行の森町文化財、遺跡を紹介したパンフレットの作成、森町のホームページでの紹介など、町内外にPRをいたしているところであります。今後におきましては、ご質問にあります観光資源としての活用などは町部局と連携を図りながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員のご質問に私のほうからもお答えいたします。

歴史遺産と観光資源の結びつきについてですが、十分に観光資源となり得るものだと認識しており、現在でも榎本軍の上陸地跡や日本初の冷凍機械等といった一部分につきましては観光パンフレット等でのPRにも使い、行っているところであります。また、今年5月18日にJR北海道の主催による榎本軍上陸地跡と桜まつり、森ウオークというJR森駅を出発点に榎本軍上陸地跡、鷺ノ木史跡公園、桜まつり会場などをウオーキングでめぐるイベントが開催される予定もあり、その価値が徐々に見直されてきているのではないかと感じております。現在の観光客のニーズは、ただ見るだけから体験、体感できるものなどへと推移しており、観光資源として魅力あるものへの付加価値づくりは必要と考えております。引き続き地域活性化の有益な観光資源として、交通手段も含めた総合的な観点から効果的な活用策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○13番（三浦浩三君） 全体的に、森町と砂原と合併してもう8年になろうとしております。この辺でこういうものを再度調査して、それぞれの歴史あったもの、町史としてそれぞれの町が持っていた町史、これを再度、合併したのですから、1つのものにまとめ上げるような、そういうことをできないものか。これは、合併したのですから、やっぱり全町民が知っておく必要があるものがたくさんあると思います。そこで、そういう考えというものがあるか、その辺のご回答をお願いしたいと思います。

○教育長（香田 隆君） お答えをさせていただきます。

砂原と、それから森の合併、そして両町の歴史をもう一回1つにまとめてみたらどうかというご質問でございます。今のところ具体的に計画はございませんけれども、砂原におきましては砂原の歴史探訪ですか、そういう文献もございますし、森町には森町の町史、それからそのほかの今までの歴史もございますけれども、それだけでは新しく町史を編む

ということはなかなかできないだろうというふうに思っています。ですから、もしこれから両町の歴史をもう一回ひもときながら町史をつくるとすれば、新しい資料をいかに集めて、そして編さんしていくのかということから含めて今後検討していかなければならないなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○13番（三浦浩三君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 歴史遺産の活用に向けてを終わります。

以上で13番、三浦浩三君の質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、5、国保病院改革等についてを行います。11番、小杉久美子君の質問を行います。

○11番（小杉久美子君） それでは、国保病院改革等についてを一般質問させていただきます。

今町民が一番関心を持っているのは、国保病院問題ではないかと思えます。そんな中このたびの国保病院で起きた職員の不祥事は、あってはならないことで、非常に残念でなりません。なぜ今まで気がつかなかったのかとの町民の怒りの声が届いている中、一日も早く事件の解明と今後の対応策を立て、そして解明の暁には事件の全貌と病院管理体制のあり方など町民への説明責任を果たさなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

また、これまで病院問題について何度か一般質問をし、病院改革等の質問をさせていただきました。その中で病院側と町民がお互い意識改革を持ち、話し合いの場となる町民会議の開催、あるいは病院だよりの発行等、できることから取り組みをすとの答弁をいただきました。信頼され、選ばれる病院づくりを目指すには、町民のニーズをしっかりと聞き合いの場が必要と考えますが、その後の進捗状況と今後の方向についてお聞かせください。

○町長（梶谷恵造君） 小杉議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、このたびの国保病院で起きた事件はあってはならないことであり、町民の皆様の信頼を失墜させてしまったことはまことに遺憾なことでございます。また、一日も早い事件の全容解明に向け調査をしている状況でございます。事件解明の暁には、町民の皆様への説明責任を果たしてまいりたいと思っております。

また、病院改革の一環である町民会議の開催や病院だよりの発行などできることから取り組みをすとの答弁につきましては、諸事情により思うように進んでいないのが現状でございます。今後は、森町国民健康保険病院運営委員会の内容を拡充し、町民のニーズを

反映できるような体制づくりに努めてまいります。また、議会議員の皆様との意見交換の場を設けることも考えておるところでございます。病院だよりにつきましては、平成24年4月に発行した後は発行されておりませんので、国保病院の広報として平成25年度中の再発行を目指し、町民の皆様にご信頼され、選ばれる病院づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（小杉久美子君） このたびの事件の説明責任として、町民には説明責任を果たしていくとご答弁いただきました。その点につきましては、一日も早くそのような場が開けることを願っております。

それと、町民会議の件でございますが、なかなか進んでいないと。確かに病院側としては仕事、あるいは業務等の合間の中での話し合いの場というものが持てない、そういう時間をつくれないうことなのかなと思っております。それにしても、病院改革のまず一歩前進させるにはやはり町民の声を聞く場、幾ら病院内で頑張っても改革に向け一つ一つこなしていることがあろうかと思えますけれども、そういうことすら町民には伝わってこない、そんな中やはり町民の怒りの声というより不平不満というものが、医者が病院に通うたびにかわっているのは何なのかとか、あるいは看護師、医者が患者に対する対応がまだまだ不十分ではないのか、そういう一つ一つ問題点をはっきりさせていかなければまだまだ改革には及ばないのかなと。後回しにするのではなく、一つ一つ問題点を見出して解決を探っていかなければなかなか改革には至らないのではないかと思います。例えば職員の教育の問題においても誰が責任をとって指導に当たるのかと、そういう細かい一つ一つをきちっと解決していくためにそういう話し合いの場も必要ではないのかなと考えます。幾ら病院が忙しいからといえ、足踏み状態にならないように、病院だけで頑張ってもだめだと思っております。病院側がやはり町民に協力を求めるものはどうしたことなのか、そういうことも話し合いの場からきちっと町民の声も聞いていく、そういうことの取り組みもぜひ早急に進めるべきと思えますけれども、もう一度その点ご答弁お願いしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） ただいま再質問いただきました。小杉議員おっしゃること、非常によく理解できるところでございます。そういった中で町民会議等の取り組みについて思うように進んでいなかったのが現状でございます。これにつきましてはいろいろと事務方の職員の変更がかかわっておったり、もちろん昨年におきましては非常に看護師さんの退職等も多かったと、そういったいろいろと病院内の体制の不備がございました。そういったところで取り組めなかったのが現状でございます。そういった部分を踏まえまして、今何回か私も病院のほうに足を運びながら院長、ドクター初めの方々とお話も進めておるのですけれども、今後こういった先ほど小杉議員さんも申し上げました町民の声についても聞かなければなりませんし、また病院側から町民の方々に伝えたいこともございますので、こういった会議につきましては25年度中、とにかく新年度に入りましたら何がしか

の形で開催をさせていただくと、そういうふうに進んでいきたいと思えます。もちろん先ほどの答弁とも重複いたしますが、議員の皆さん方ともその部分については同様でございます。

以上でございます。

○11番（小杉久美子君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 国保病院改革等についてを終わります。

以上で11番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、6、防災（避難訓練）についてを行います。6番、川村寛君の質問を行います。

○6番（川村 寛君） それでは、防災、避難訓練についてを質問させていただきます。

先日津波防災講演会に行つてまいりました。約1時間半の中での結論は、徒歩により高台に逃げるということでございます。また、津波から安全に避難するために自助、共助、公助の連携が必要ということでございます。以下、お尋ねいたします。

①、昨年6月、地域の意見を取り入れ、ハザードマップに反映する旨の話でしたが、実行されているのかどうか。

2番目、避難道の雪かき、また整備はどうか。

3番目、共助の部分で要支援者を町内会に把握させているのかどうか。

4番目として、今後役場、消防、警察、自衛隊等を交えた本格的な避難訓練を行う予定はあるのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 川村議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目についてですが、昨年3月に作成した森町独自のハザードマップでは津波高8メートルを想定しており、これをもとに地区への説明を実施してまいりました。ところが、昨年6月に北海道が発表した北海道太平洋沿岸に係る津波浸水予測図では、津波高が10メートルと町独自のハザードマップの想定を超えてしまいました。今後は、現在作成中の最新のハザードマップにより町民へ周知してまいります。

さて、地区ごとに出された意見等につきましては、森町地域防災計画の見直しの中にしっかりと取り入れ、できるものから早急に実施へ向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2点目についてですが、避難道路の除雪につきましては、国道、道道、町道の除雪路線と避難経路を重ねますと、ほとんどの道路で重複しております。一部不除雪路線はありますが、標高20メートル程度の地点までの除雪体制につきましては確保されておりますので、現在の除雪形態を維持しながら冬期間の避難路を確保してまいります。また、避難道路の整備につきましては、現在関係機関との協議や関係部署における検討を行っており、近々議員の皆様にご提示させていただきます。

次に、3点目についてでございますが、先ごろ行われました森町津波対策状況報告会の中において講師の方も自助、共助、公助の連携は必要不可欠であると言われておりました。

要支援者につきましては、現在までのところ町内会に対する情報の提供が滞っており、おくれに対しましてはおわびを申し上げるところでございます。今後、災害時要援護者登録台帳中公表の同意を得られた方につきましては、早急に町内会へ周知いたします。また、同意を得られていない方につきましては、関係課と連携をとり、方策を検討してまいりたいと考えております。

最後のご質問でございますが、駒ヶ岳噴火及び地震、津波避難訓練の実施は重要であると捉えております。森町地域防災計画の見直しが終了し、検証する意味におきましても関係機関と連携した本格的な訓練を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○6番（川村 寛君） 何から質問していいのか、質問したいことたくさんありまして、順番ちょっと違うかもわかりませんが、1つ目なのですが、地域の意見を取り入れ、ハザードマップに反映するという問題なのですが、道のほうでところどころ8メートルから10メートルに変わったということでこういうことになったのだらうと思いますけれども、わざわざ地域に出向かれました、そして地域ここに逃げたら一番最短でいいのでないかというような説明も私がしましたし、それをまた受けて時間を計算をしてくれるというような課長のお話で、大変いいことだな、やっぱり地域に密着した避難方法ってあるのだなというので楽しみにしていたのですが、道の8メートルから10メートルに変わったということ関係なくして、最低限の基礎というものをつくっておくべきかなと思います。そして、ひいて今の答弁に対して要求することは、いつころできるのでしょうか、地域の意見を反映したハザードマップ。まず、それが1つであります。

2つ目の避難道の雪かき、整備はどうかということもこれと連動しているのですが、災害は春、夏、秋、冬、いつ来るかわからないというのが実際に、また災害というのは50年後か、またあしたかもわからないということで早急にやってほしいという意味で言ったのであります。

3つ目の共助の部分で要支援者って大変難しい問題だと思うのですが、個人の了解を得ないでお示しできないという話なので、個人情報保護法の問題でそうなのでしょうか。となれば、町内会で独自の防災組織をつくれというような道のほうからもアンケートなんか来ているのですけれども、いざとなったら要支援者、そしたら返事ないところは無視していいということなのではないでしょうか。まず、それと。

それから、4番目の避難訓練の件なのですが、講演会でもあったように、ふだん練習しないといざとなったら出ないというのが本当なのです、できないということが。でありますから、駒ヶ岳の小噴火のときに1度自衛隊も交えて全部の組織が加わった避難訓練をしていたのですが、大変いいことだと思います。町長も執行方針で言っているとおり、住民に周知徹底をさせるということからいってもこれは重要なことではないだらうかなと思うのだけれども、検討でなくて今年末にやるとか、いろいろ調整はあるのでしょうか、それ

も明示してもらったほうが、できれば町民にとってもありがたい話だったと思うのですが、今の件で答弁というのはちょっときついかもわからないけれども、よろしく願います。

○町長（梶谷恵造君） 川村議員さんの再質問にお答えいたします。

1点目なのですが、若干事務的な部分もあるのかなと思いますので、担当課のほうから1点目の時期につきまして、なるべく早くということではまたご理解されないと思いますので、私の答弁の後で若干担当者のほうからお話しさせていただきたいと思います。

2点目の除雪、避難路の雪かき等についてでありますけれども、本当に担当者とも避難路について除雪路線になっているかどうか、ほとんどが除雪路線になっております。そういった部分では、現在のところまずこの状態を少なくとも確保していけばと思います。ただし、最近非常に暴風雪の強い、そういった時期もございますので、そういうときにはやはりそれを念頭に置いた行動の仕方をとっていきたいなと、そのように思っております。

さらにまた、3点目でございますけれども、この要支援者の情報につきましては議員も申しあげましたとおり個人情報保護法が非常にネックになってございます。そういう中で担当者のほうでもお示しするのがおくれた部分があったと、私のほうからもおわびを申し上げるところでございます。ただし、そういった部分では扱ってもいいよと、避難に関して了解をいただいている、そういった方につきましては早急に出すように指示をしております。あと、これを出してはいけないというところに関しましては、これを出すことによって町が訴えられた場合にやっぱり裁判かけられると負けるのです、情報公開条例が制定されてからだ。その辺を踏まえまして、何とか要支援者の理解を得ていきたいと、そういうふうに思います。そういった取り組みの中で連携をとりながら、町内会の皆さん方にも明示できるように努力をしていきたいと、そのように答えるところでございます。

それから、最後の4点目の部分でございますが、議員の質問には本格的な避難訓練ということでありましたので、これは大規模な本当の本格的なものだなということで先ほどはご答弁をさせていただきました。町民に対する情報発信や啓発を兼ねた取り組みという部分については、毎回反復的な訓練が大変いざというときには重要になってまいりますので、こういったことは毎年実施していきたいと、そういうふうには私のほうでも考えております。小規模な訓練ですね。実際に学校、小学校や幼稚園等でも取り組んで、やっぱり弱い方々、特に車を持たないとか、それからもちろん要支援者についてもこういう訓練の該当にはなるのかなと、そのようにその方々を助ける周りの方々においても、これについては反復運動、本当にいざというときは訓練が大切になってまいりますので、これについては何とか毎年必ずできるように、それも可能であればやはり冬の期間というのが一番大変だなと思いますので、四季の環境のことも考えながらちょっと取り組んでまいりたいと思います。それと同時に、大規模な本格的な訓練につきましては、防災のそういう25年度に取り組む防災計画、それができた時点でまた計画を立てていきたいなと、そのように思っておりますことから、私のほうの答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、ハザードマップの見直しの件。

○防災交通課長（福田繁幸君） 川村議員さんの1点目のご質問にお答えいたします。

先ほど町長から述べられましたとおり、現在作成中のハザードマップにつきましては今月の3月25日工期でございまして、4月1日の広報のほうに配布して全戸配布したいというふうに考えています。また、その都度修正がありましたら、修正をしながら皆様に周知していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（川村 寛君） しつこくて済みません。1つ質問なのですが、2番目の避難道の雪かきというのありましたけれども、課長同行したとおりにあそこ雪かきの指定場所になっていないのです。あの線路の下になっていないのです。それで、今のお話を聞くと、指定になっていけば雪かきするし、そうでなければというような話なので、避難道というのは避難するための道路であって、雪が積もっていたら歩けないのが現状ですから、まずそのところを1つお伺ひしたいのと。

これを総合して見て、一番役場というのは情報の収集やらノウハウを持っているわけです。でありますから、役場が主導でもって各地域におろすとか、防災訓練の概要を説明するとか、こうしてほしい、ああしてほしい、このような体制で訓練をしてほしいという旨のお話がいただければなと思います。その一つの根拠としては、去年9月でしたか、森小学校の避難訓練に便乗して森町も避難訓練やるということ急遽、私からすると急遽決めて、そして各地区町内会におろして、あなた方の町内会は参加しますか、不参加しますかという話がございました。参加するというところで話を進めてまいりますと、町内会独自で計画立ててやってくれというようなお話があったのですけれども、それはちょっと順番が違うのかなと思いますけれども、その2点についてお答え願ひます。

○議長（野村 洋君） 川村議員、さきに言った雪の堆積場所か何か違うとかという、その場所はどこの部分のこと言っているのですか。

○6番（川村 寛君） 課長知っています。

○議長（野村 洋君） いや、それははっきり言ってください、ここで質問で。

○6番（川村 寛君） さっきも言ったのですけれども、JRの鉄道の下のところなのです。

○議長（野村 洋君） 町内どこですか。

○6番（川村 寛君） 町内、私尾白内です。

○議長（野村 洋君） 尾白内の。

○6番（川村 寛君） 家から真っすぐ上がっていったところの線路の道路と、それからバイパスに抜ける細い道路があるのです。そこのところ。

○議長（野村 洋君） はい、わかりました。

○防災交通課長（福田繁幸君） ご質問にお答えいたします。

ただいま指摘ありましたところにつきましては、川村議員さんの向かいから鉄道を渡って国道までの農地のところの道路かと思えますけれども、先ほど説明もしていただきましたとおり、うちのほうで避難訓練を実施した際に尾白内町内会さんも参加していただきました。それで、町内会長さんとお話をしまして、浜通りについている方については浜を通りながら尾白内小学校の前、道道の面しているところについてはそのまま真っすぐ、梅本水産の上から真っすぐ国道に逃げていただくというような話で町のほうとしては双方一応協議をしました。それで、今の指摘されたその道路につきましては、こちらのほうでは一応町内会の中で出た要望として捉えまして地域防災計画の中できちっと検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 川村議員、いいですか。

○6番（川村 寛君） 3問目ですから、いいです。

○議長（野村 洋君） 防災（避難訓練）についてを終わります。

以上で6番、川村寛君の質問は終わりました。

次に、7、火災発生時における消火体制について、地域新エネルギーについて、8番、木村俊広君の質問を許します。

○8番（木村俊広君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、火災予防と発生時における消火体制について。住宅の建築技術の進歩、また暖房システムの進歩により、近年火災発生件数が減少傾向をたどっております。しかし、暖房の燃料である灯油などの高騰により、まきストーブを使用する家庭が最近増えております。最新型のまきストーブであれば良いのですが、昔ながらのまきストーブを使用するケースも多く、今後火災が多発することも懸念されます。また、以前火災発生時には大サイレンを鳴らしておりました。そのことにより、ほとんどの町民に火災の有無を周知することができました。一方、やじ馬的な町民も殺到し、混乱を招くようなこともあったかもしれません。しかし、最近起きた火災では、近所の住民すら気づかず、消防隊の到着により気づいたという町民の声も聞いております。また、消防団員も同様で、火災発生自体後日まで知らなかったという声が聞こえております。消防団の後方支援がなければ、大規模な火災へつながる可能性もあります。いま一度過去の森町大火の経験を踏まえ、消防、消防団、警察との連携体制を見直し、火災予防、火災の告知について検討が必要ではないかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（梶谷恵造君） 木村議員のご質問にお答えします。

今年初め心新たに無火災、焼死者ゼロをお誓いしたところでありましたが、残念ながら痛ましい焼死者発生を伴う2件の火災が連続発生いたしました。ご冥福をお祈りするところでございます。今後は、指定建築物、一般家庭への立入検査をより一層強化し、各事業所、各種団体と協力し、防火チラシの配布、町広報紙の活用、防災無線での広域活動を実施する等、まずは火災を起こさぬよう防火意識の向上、啓発に努めてまいります。警察と

の連携体制は、火災発生時出動指令と同時に通報体制をとっております。また、消防団員との連携体制については、防災無線の一元化により消防団員招集、出動体制の迅速化、無線統制、水利統制等、消防活動の円滑化が図られているところであります。今年に入ってから類焼危険が著しく高い住宅密集地で発生した火災では、いずれも最小限の延焼で食い止めることができ、安堵しております。

さて、サイレンについてのご質問ですが、森町消防行政無線更新事業による砂原地区防災行政無線と森地区防災行政無線の一元化により、平成24年4月1日から地域住民への周知方法、団員招集については防災行政無線からのサイレン吹鳴に統一しております。これにつきましては、3年後の平成28年6月1日から消防無線が現在のアナログからデジタルに変更になるため、役場大サイレンを起動させることができなくなることも大きな一因であります。議員ご指摘の火災発生時の役場大サイレン吹鳴については、今後地域住民の意向を踏まえ、関係部局と再協議していきたいと考えております。あわせて、防災行政無線吹鳴パターン変更及び屋外拡声装置の交換なども協議検討を考えておりますことを申し上げます。答弁いたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○8番（木村俊広君） 予防ということできざまな活動を今後してまいるといことなのですけれども、やはり消火活動というのは消防団員がタンク車をもってまず放水すると、その後後方支援によってポンプ車で消防団が出動してそういうある一定の規模の火災に備えるということなのですけれども、その連携体制が大サイレン鳴らすことによって以前はまずほとんどの住民が知ることができた、もちろんそれに伴って団員もみんなわかったと、そういうことで一斉に出動する、そういう体制ができたわけです。今は、防災無線を活用した中で周知しているのですけれども、どうもこのボリューム的なものが遠慮がち、そういう雰囲気ではまいち皆さんが周知するところには至っていないという問題がございます。まだまだボリューム的なものに関しては相当上げれるのだろうなど。以前に試験的にサイレンを最大ボリュームで鳴らしたという、そういう経緯もありました。そのときのボリュームであれば、相当出力もありましたし、十分いけるのではないかなというふうには感じておりました。ただ、住民に告知するという部分では、それで十分だと思います。けれども、消防団員、火災時にいつも地元にいるというふうには限りません。防災無線は、町全体に告知するというだけでなく、ある一定のエリアに対して、重要な部分に対して告知していくという、そういう仕分けして今現在使用しているのですけれども、消防団員、その時点で点在しているわけです。それにいかに伝えていくかと。聞くところによりますと、重立った幹部の人たちには電話連絡するだとか、防災無線の機器を取りつけているだとか、そういう形での周知という仕方をしていると思うのですけれども、一般団員にしましては防災無線により報告すると、集まってくれという、そういう運用の仕方になっているということではなかなか伝わらないというのが現状でございます。やはり森は森単独で

消防がやっているわけですがけれども、ほかにも広域でやっている部分もありますので、その辺の事例とかもいろいろ研究した中でその辺の告知の仕方というものも今後考えてもらいたいと思うわけですがけれども、消防団をいかに集めるかというのは物すごい重要な部分ですので、もう一度町長お願いします。

○議長（野村 洋君） 担当課長に振りますか。

（「先にちょっと言います、私」の声あり）

○町長（梶谷恵造君） 再質問をいただきました。本当にこの火災に関しましては、昭和36年に森町の大火があったのは私も5歳のときでしたので、非常に間近に見て覚えております。そういった部分で重要な部分でございますが、それにつきましては先ほども申し上げましたように今後いろいろな、最大音量で告知するということも含めましていろいろな関係部局とは再協議をしていきたい。

それから、消防団の団員の招集と連携、火災発生時の連絡等につきましては担当部局の消防長のほうから答弁をさせますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○消防長（山田春一君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

消防団員の招集と告知、広報ということで私のほうからご説明申し上げます。まず、消防団員の招集につきましては、森町消防計画によりまして各分団ごとの出動計画をとっております。ただ、今防災無線でのサイレン招集が聞き取りづらいということでありましたが、吹鳴方法には今3点ほど、サイレンを3回ウー、ウー、ウーという形で招集しております。今後は、サイレン招集パターンを従前の役場大サイレンのような、そういう3秒鳴って2秒、俗に言う消防で言う近火信号という形もありますので、その辺も考慮しながら町のほうと協議して再度検討してまいりたいと思います。また、我々の消防計画にとっては、以前は大サイレン鳴るごとに、町長もご答弁されておりましたが、全部の分団が集まってきます。そうすると、指令統制、出動統制がとれなくなるということもここ何十年の中で踏まえた中で検討してまいりまして、各出動区分を割り当てまして最少人員で最大効果を発揮するというような形をとっております。なお、その場合人員が足りない場合は直ちに出動指令をかけておりますので、その辺もご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々ございますか。

○8番（木村俊広君） 消防団員にいかにお知らせするかということなのですが、無駄に全分団が出動するというのも過去にあったということで、その辺の改善も含めた中で現状に至っているということでした。聞くところによりますと、広域のほうでは携帯電話を使って、グループ分けして使っているのか、その辺のことはちょっと私わかりませんが、携帯電話活用してお知らせしているという、そういうお話も聞いております。今後そのようなことも視野に入れながら、十分機能が発揮できるような、そういう体制づくりというものをお願いしたいということで、この件については答弁はよろしいです。

済みません。

○議長（野村 洋君） 火災発生時における消火体制についてを終わります。

次に、地域新エネルギーについてを行います。

○8番（木村俊広君） それでは、地域新エネルギーについてでございます。町長の施政方針の中に、原子力発電に頼らない地域の特性を生かした新エネルギーの導入を推進するため、導入基礎調査を行い、新たなエネルギー政策を推進するとあります。また、町長選挙立候補当時のJC主催の討論会でも、小規模水力発電で町単独による発電事業を行うことにより財政の立て直しを図っていききたいという趣旨の発言をしております。国の再生可能エネルギー固定価格買い取り制度を活用し、地域特性を生かした新エネルギーの調査を行い、営利目的の発電所を町営で行うということですが、地方自治体が営利目的で何かを行い、成功したというような事例を私は聞いたことがございません。現在町内の民間企業でもソーラー発電を行うような企業もあらわれ、再生可能エネルギーの新規参入の興味を持つ企業は大勢おられると思われます。このような企業を誘致する後押しになるような基礎調査の推進であってほしいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（梶谷恵造君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

さきに前本議員の答弁でも申し上げましたが、平成25年度につきましては新エネルギーに係る導入基礎調査を行います。具体的な内容でございますが、太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマス等に関して森町内の賦存量を数値化し、具体的な利用可能量を調査いたします。また、各エネルギーの適地についての調査やどのような種類の再生可能エネルギー事業が適しているのかなどについても調査し、整理してまいりたいと考えております。基礎調査結果を踏まえ、平成26年度においては事業化可能性調査を実施する計画を立てているところでございますが、あくまでも売電収益のみを目的としているものではなく、環境に優しいまちづくりや災害に強いまちづくりに向け、再生可能エネルギーの利用促進を図ろうとするものであります。新エネルギーの推進において、森町へ進出、または森町で起業を考えている企業等の皆様には事業化へどのような支援策があるのかなども研究、検討してまいります。また、基礎調査結果を公表することも念頭に置きながら調査を推進していきたいと考えておりますことを申し添えて、ご答弁としたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○8番（木村俊広君） 先ほどの前本議員の質問によって、かなりお知らせいただいた部分がございます。それで、この震災によりまして再生可能エネルギーという部分が大分クローズアップされてきたわけですがけれども、町長がおっしゃるように、原発に頼らない、そういうエネルギー政策ということなのですがけれども、発電により売電で収益を上げる、それだけではないですよ。ということで、使用量を抑制するという部分で例えば庁舎あるいは関係機関の使用電力を抑制していくという、そういう部分での使い方もあろうかと思われるわけでございます。また、そのことによって、例えば災害時において災害場所に

そういうものを設置することによって震災に強い、そういうまちづくりといたしますか、そういう部分も可能性が出てくるのかなと思うわけですが、あらゆる部分で対応するための基礎調査というお話でございましたから、当然そういう部分も含まれてくるのかなと思われるわけですが、再度その辺も確認しながら、質問としたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問でございますけれども、先ほども前本議員さんのご質問で、いろいろとほとんどお話重複するかもしれません。本当に再生可能エネルギーの使用目的というのは、いろんな面で対応可能な部分があると思います。ただし、導入に関しては、ただ売ることになるということになると単価の問題ですとか、いろいろ不利な点が出てきたり、早いうちであれば有利な点もあろうと思いますが、私はただそれだけではなく、それを自前で使えるような、先ほども申し上げましたが、地域の予備電源になるような、そういったものですか、それから今後の調査の内容によってはどうやってためておくかというのも一つの課題であろうかなと思います。小さい発電量等であると、やはりそれなりというか、使い物にならない、しかし小さいものをどんどん、どんどんためていって大きくすることによって何がしかに使用できる、そういった可能性も出てまいります。それも含めましていろいろな町の対応、それから町の新規事業としてのそういった性格も持たせながら今後いろいろと進めてまいりたいと、そのように思っております。ところどころで議員の皆さん方にもいろいろな情報が提供できればいいなと、そういうふうに提供できるような部分も含めましてこの基礎調査を進めてまいりたいと思いますことをご報告しながら、答弁にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○8番（木村俊広君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 地域新エネルギーについてを終わります。

以上で8番、木村俊広君の質問は終わりました。

次に、8、生活保護基準引き下げについて、環太平洋連携協定（TPP）について、国保病院について、9番、堀合哲哉君の質問を行います。

初めに、生活保護基準引き下げについてを行います。

○9番（堀合哲哉君） では最初に、生活保護基準の引き下げについてを質問をさせていただきたいと思います。

政府は、憲法が国民に保障する最低生活水準の生活保護基準を3年間で7.3%の大幅引き下げをしようとしております。水光熱費、食料、交通、通信等の生活必需品は下がってはいないのに、物価下落分を下げるという全く道理に合わない理由を持ち出して生活保護利用者の生活が根底から本当に脅かされる結果となりそうであります。また、生活保護基準の引き下げは、最低賃金、地方税の非課税基準、就学援助、医療、介護保険料の軽減免等の町民を支える多様な施策にも連動しまして町民生活全体に深刻な影響を与えます。生活保護基準の引き下げによる町民生活への影響と町として何ができるのか、この点について

どのようにお考えになっているのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員のご質問にお答えします。

政府は、生活保護制度に基づき支給される生活扶助費について平成25年度から7.3%減額する方針を示しております。現在全国で生活保護を受けている方は、214万人、3兆7,000億円の保護費額となっております。当町では、356世帯（495人）で年間で2億6,200万円程度の支給額となっております。生活保護基準の引き下げによる町民生活への影響についてですが、低所得世帯向けの減免制度の多くは生活保護基準を参考に定めております。生活保護基準が引き下げられれば、これらの減免制度の適用基準も下がることになり、減免制度が利用できなくなる低所得世帯も出てくるものと思われま。このことから、低所得者が直接的な影響を受け、消費や景気も落ち込むものと思われま。町といたしましては、今後国の動向を注視しながら各種制度改革等に伴う事務執行を適正に取り進めてまいります。また、困ったことや心配事など援助を必要とする相談には、町民の皆様 の立場に立って民生児童委員や専門機関等と連携しながら対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（堀合哲哉君） 答弁ありがとうございます。この基準下げられて、要するに生活保護受給者にも物すごい影響行くだろうと。都市部と地方では、生活保護費というのは差がございます。あるいは、豪雪地帯とかいろんな条件が加わりますから、一律こうだとは言えません。でも、一般的に今これだけの引き下げが行われると、要するに生活保護受給者は1週間分の食料が削られてしまうと、一般的に、こういう状況も生み出されるだろう。ですから、これは憲法とのかかわりですけれども、国がやっぱり人間が生きる上で文化的で最低限度の生活を営むということの保障として生活保護制度があるわけですから、その基準を下げるということは、その生活を支えるものを引き下げるといのは本当に大きな問題であると言わざるを得ない。職員の皆さんも記憶に新しいと思うのですが、例えば前町長が、前町長ですよ、余りしたくないけれども、この町を日本一高齢者に優しい町にしたいと言って福祉サービスばさばさ切りました。これは、職員皆さん現実見えていますから、そのとおりだと。今の総理は何を言っているかといったら、弱い立場の人にはしっかり援助の手を差し伸べたいと言っている。差し伸べたいと言うが、生活保護基準は引き下げる。だから、政治家というのは、言ったこととやること全く逆だと。これが政治家なのかという、非常に国民が大変です。梶谷町長は、そういう人ではありません。言ったことを誠実に実行してくださる人でございますので、本当にこれは大変な問題で、そういう点はこれからいろんな制度に影響与えますから、ぜひ担当課長もその辺しっかりと踏まえてきちっとした福祉制度の充実には私は努めていくべきであるというふうに思っています。

そこで、いろいろ聞くと時間的にいろいろありますので、教育長にちょっと、丸つけて

いないで申しわけございませんけれども、特に子供さんたちの就学援助のかかわりでちょっとお聞きしたいと思います。準要保護ということで教育委員会、要保護もありまして準要保護あるので、これは国の制度もございまして。あるいは、今では町の持ち分のほうがすごく多くなっているという状況でございまして。教育費相当政府削りますから、そのしわ寄せみんな地方自治体に来ます。それで、今の実態からしてこの生活保護基準を下げられると保護を受けられる、いわゆる教育扶助の部分なのですが、家庭が実際減ってしまうのではないのかという心配もございまして。それで、森の状況とできれば今後そうしないような教育長の元気な声を聞かせていただきなというふうに思っております。

それで、梶谷町長に1点で、民生委員への相談、これはいいですね。でも、やはり役場というところは制度を中心に動くものですから、なかなかその制度を個人的に変えてしまうというのは余りこれ役場ではやれないのです、基本的に。ですから、ぜひそういう部分について役場として減免制度といいますか、減免規定をもっと幅を広げていくという、そういうのを同時に必要になると私思うのですけれども、その点の考え方、1点ずつお聞きしまして質問いたします。

○教育長（香田 隆君） ただいまの堀合議員のご質問にお答えいたします。

準要保護の募集につきましては、現在4月に向けてやっておりますので、具体的な今後の状況については今ちょっと資料がございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、国のほうからの通知がございまして、25年度の国の取り組みということで、25年度当初に要保護になった方につきましては生活保護基準の見直しがあってもその後も引き続き国による補助の対象とするということで通知が来ております。それから、準要保護の扱いもそれと同じように今の義務教育を十分受けるように、影響の及ばないように各自治体で判断してくださいというふうに来ておりますので、森町教育委員会としてもその趣旨を生かして進めていきたいというふうに思っております。

23年度の資料であれば、今ございまして、それ課長のほうから今。

○町長（梶谷恵造君） 再質問に私のほうからもお答えいたします。

いろいろなやっぱり影響額、非常に低所得者には大きなものがあるかといういろんな部分で考えております。そういったものを考えながら、一応町として何ができるのか、国の制度に対してまたさらに町がということが大幅に許される面であれば大変好ましい状況なのでありますが、限度がございまして。そういった部分も勘案いたしまして、減免制度等につきましても本当に今後検討してまいりたいと、そのように考えておるところでございまして。

以上です。

○9番（堀合哲哉君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 生活保護基準引き下げについてを終わります。

次に、環太平洋連携協定（TPP）についてを行います。

○9番（堀合哲哉君） では2番目に、環太平洋連携協定、TPPについて質問いたします。

首相は、TPPは聖域なき関税撤廃を前提としないと日米首脳会談で確認できたとして交渉参加に踏み出すことを施政方針演説で主張しました。しかし、日米共同声明は、TPPそのものの基本理念である聖域なき関税撤廃を前提としたものであり、首相の言動は国民を欺くものでしかありません。TPP参加は、農業、漁業を初め医療、保険、食品加工業等を崩壊させ、国のあり方、形を変えてしまう重大問題であるにもかかわらず、国民に何も明らかにせず、議論もせず、国民的合意も得ず交渉参加を進めるやり方は民主主義の否定であります。1次産業中心の町も大打撃を受け、町民生活への影響ははかり知れないものとなります。TPP交渉参加についての町長の見解をお聞きしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員のご質問にお答えいたします。

TPP交渉参加について私の見解とこのことですが、さきに行われた日米首脳会談後の記者会見において安倍総理は、TPPでは聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になったとして今週中にもTPP交渉参加を表明するとしております。しかしながら、このような森町を初め北海道はおろか国そのものを揺るがしかねない重大問題において、聖域なき関税撤廃が前提ではないというものの、その具体的な情報が示されず、国民に対する説明も同意もないままでの交渉参加は拙速であると言わざるを得ません。このようなことから、TPP交渉参加は反対であるのが私の見解であります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（堀合哲哉君） 大変明快なご回答いただきました。ちょっと安心しました。まさかTPP賛成するとはおっしゃらないだろうかと想像しながら、ちょっといろいろ考えたのですけれども、我が町はご承知のように1次産業中心でございます。私前町長のときも同じような種類の質問いたしました。それで、ちょっと聞きたいのは、影響額という問題なのです。政府がなかなか明らかにしないものですから、全てにおける影響額といってもこれまた算出が難しい。先日高橋知事が少しずつ情報を得た中で影響額を再度試算したいという旨の報道もされております。ぜひ森町にとって死活問題でございますので、とりあえず農業、漁業にかかわる影響額、これを計算されているならば、現時点でお述べいただきたいなというふうに思っております。

このTPP参加すると、大体食料自給率が10%ちょっとと、だから8分の7は外国に依存すると、全く食料を生産しない国に陥ってしまう。その他に影響が実はあるのですけれども、その他、いわゆる医療問題、これも深刻でございます。ここでちょっとお聞きしたいのですが、病院の担当者は坂田次長ですか、町長でいいのですが、これに入って何が持ち込まれるかという、保険適用外診療といいますか、いわゆる混合診療というのが出てきます。そうすると、お金のあるなしで大体診てもらえるか診てもらえないか、この治療は保険かかりますが、適用ですが、これ以上になると保険適用できません。ですから、例えば今年度の病院の目標である高度医療といいます、高度医療なんていうのは適用除外されるだろう。ですから、貧乏人は医者にかかるなど、この方式でございます。これやら

れてしまいますと、日本の保険制度そのもの全部崩れ去ります。ですから、非常に農業、漁業だけでなく、そういうこともあって全国の医師会も反対しているのです。なかなか医師会というところ、そんな行動起こさないところですけども、特にこのTPP問題では非常に真剣でございます。そういうのありますので、それと梶谷町長にぜひ行動としてお願いしたいのは、先日テレビ見ていました。空知のほうだと思うのですが、各首長が集まりまして街頭でピラマキみたいことをやっていたのです。それでTPP反対を訴えていた。きのうは、十勝でTPP反対の大集会開かれまして、それもその周りの市長、町長等がこぞって集まった。その数4,800人、そういう状況です。ですから、北海道相当機運は少しずつ上げようと努力されているので、それに比べ渡島は随分何か元気が出ないものですから、ぜひお若い梶谷町長に、何か1年目で出しゃばるなと言われそうですけれども、これは各町にとっても死活問題でございますので、近く開かれる町村会等でございますので、ぜひ梶谷町長のほうからご提案されて、この地域からも大きく反対の声上げていこうと、森町単独だけではなくて、この地域全体でという、ぜひそれも含めてご提案していただきたいと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

以上です。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○農林課長（久保康人君） それでは、私のほうから農産物の影響額についてお答えをしていきたいというふうに思います。

まず初めに、米でございます。あくまでもこれは見込みでございますけれども、生産額、森町の場合1億9,000万に対して影響割合90%でございます。これは、国も90%という形で認めてございますけれども、その影響額1億7,000万でございます。次、小麦でございますけれども、生産額3,000万に対して影響割合100%、影響額3,000万でございます。てん菜でございますけれども、生産額1億に対して影響割合100%で、影響額1億ということでございます。それから、酪農関係、これは乳製品だとかそういうような部分でございますけれども、牛乳含めて生産額1億7,000万に対し影響割合72%を見込んでございまして、影響額1億2,000万でございます。続きまして、肉用牛でございますけれども、生産額1億7,000万に対して影響割合82%で、影響額1億4,000万程度でございます。次、豚でございます。生産額41億2,000万に対し影響割合約100%見ていまして、同じく41億2,000万。合計で生産額47億8,000万に対して影響割合約98%、影響額46億8,000万の当町の影響額の見込みでございます。

以上でございます。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、お答えいたします。

ＴＰＰに参加した場合の森町の漁業への影響額につきましては、22億6,000万円と試算してございます。内訳につきましては、ホタテが15億700万円、スケトウダラが4億9,800万円、イカが2億1,000万円、昆布が4,500万円となっております。なお、影響額の試算に当たりましては、平成22年に道が影響額を公表した際に使用しました影響率により算出してございます。

以上でございます。

○町長（梶谷恵造君） 私のほうからは、先ほどの病院の混合診療につきまして、ただいま農林課、水産課からも非常に大きな影響額が出てきて驚いているところでありますが、この病院の診療に対しましても非常に影響額が大きいと伺っております。そういった部分では、基本的にＴＰＰの混合診療に対しましても反対を表明していきたいと思っております。さらにまた、議員ご指導のとおり、今後町村会等いろいろな会合の場面でもこのＴＰＰに関しましては全体的に力を合わせていくという機運が盛り上がっていくことだと私も予測をしております。先般北海道、高橋はるみ知事も反対を表明されておりました。みんなでもはや生活を守るためには力を合わせてこれについての反対ということを提言していきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○9番（堀合哲哉君） ありません。

○議長（野村 洋君） 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）についてを終わります。

次に、国保病院についてを行います。

○9番（堀合哲哉君） 非常に早いですね。答弁がいいものだから、早く終わってしまう。

では、国保病院についてお聞きします。北海道新聞の2月15日夕刊で、森町国保病院の薬剤師がネット業者に薬品横流しか、売却益数千万円と大きな見出しで報道され、町民からは憤りの声が上がりました。横流しは平成7年から、口座開設は他人の保険証のコピーを利用したなど、さらに税務調査で7年間分の売却利益5,100万円もわかり、町はこの薬剤師を業務上横領容疑で告訴した上、損害賠償も請求していくとし、免職処分もし、さらなる調査を進めております。以下、お聞きしたいと思っております。

1番目、事件の発覚から今までの調査で判明した薬品の横流しの実態、いわゆる手口とか売却益、あるいは薬の種類、あるいは販売会社等についてお聞きしたいと思っております。

2点目、刑事、民事それぞれの告訴ということで町で考えているようでございますが、今後その方向性についてお聞きしたいと思っております。

3点目、今現在薬剤師1名減でございますので、多分薬剤師1名での対応になっているのかなと思っておりますので、今現在の薬品の管理はどうされているかという点と、また再発防止への取り組みを、今調査で大変だと思っておりますけれども、この点について今少しでも考えて前へ進めていращやるのだろうか、その点をお聞きしたいと思っております。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 堀合議員のご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、転売方法は要求数以上の払い出し処理をしてストックする方法が発覚しております。そして、ある程度医薬品がストックできた段階でクロネコヤマト宅急便を利用して医薬品会社へ送付しており、転売した利益は他人名義の口座へ振り込ませていたとの供述を得ております。全体の売却益は、現在捜査中でございますが、税務署が調査した平成17年度から平成23年度までの7年間分で約5,100万円の未申告金額があると報告を受けております。転売した医薬品の種類は、本人供述では76種類で、取引先はアート薬品、寿薬品、関東メディカルの3社であるとのこととです。

2点目についてですが、顧問弁護士と相談させていただいた結果、今回の事件はまず業務上横領で刑事告訴できるという判断でありますので、証拠を特定し、刑事告訴する作業を進めております。民事での告訴についてですが、弁護士は全てを明確に調査した上でなければ告訴には踏み切れないという見解でございますので、相当な時間と労力を要することになるだろうと思われまます。

3点目についてですが、発注から払い出しまでの全ての工程において薬剤師と助手の2名体制で作業し、双方でチェックするようにし、さらに事務においても確認できるよう体制を変更しております。また、再発防止のため、医薬品の管理を薬局内部だけに依存させるのではなく、他部署においてもチェックできる管理体制に変更し、さらにシステム上で管理できるコンピューターシステムの導入なども再発防止策の一つとして今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（堀合哲哉君） 今までの経緯といいますか、発覚してから町の調査、あるいは税務調査でわかったこと等々含めて今お話をいただきました。実は、森町は以前院内で薬をお渡ししていたのです。その後院外に変わりました。私病院の実態よくわからないので、教えていただきたいと思うのですが、院内で薬を処方していたとき薬を業者から買うというのはどのぐらいの費用かかっていたのか、院外に出ることによってその費用が大幅に減ったのだろうか、あるいは薬の種類はどうなのだろうかということがまず1つあります。もし数字的にわからなければ、後でいいのですが。

それと、もう一つ、院内薬局から院外に変わったのです。その時点で管理も監査もしないから、そこでわからなかったのだろうなと私思うのだけれども、院内の場合、私の素人の想像的なあれですが、薬の種類、量、相当なものあったと思うのです。それが院外になると、もっと少なくなるだろうというのが私の考え方なのです。そうすると、そのときの薬というのは、その後入院患者が使わなかった場合の薬って一体どう処理されたのだろうか。もし量的に物すごい差が出た場合、そういうのも病院側の対応としてどうだったのかなど。当時の関係者いませんので、次長だけではちょっときついかんと思っています。

けれども、もしそれおわかりでしたら、ちょっと教えていただきたいと。

それと、今町長が今後も全力挙げて調査をしていきますという旨のお話をされたと思うのですが、実際のところ帳簿とか、いわゆる公文書といますか、それが残ってなければ調査しようがないのです、なかなか。それで、実際のところ何年までの帳簿が残っていて調査対象になるのかと。そうすると、民事で総額とありますが、17年分の損害賠償は請求するにしても根拠がなくなるわけです。ですから、町として今から多分7年だからあと10年ぐらいかなというのか、それとも調査によって大体わかってきているのか、その辺どうなのでしょう。これから進めるに当たってその辺はもう、17年分はもう無理だと、私は無理だと思うのだけれども、町側としては17年分きちっと請求できるということなのだろうか、それを教えていただきたいなというふうに思っております。

それと、薬品会社、要するに販売会社、町長がおっしゃったアート、関東メディカル、寿、3社ございます。この中で大体同じような額の取引をされていたものなのか、それともある販売会社に偏っていたものなのか、その点知り得ていたら教えていただきたい。

そして、販売会社に対して町はその実態を教えてくださいということで連絡をとったということは間違いないと思うのですが、1社残っていましたね。多分寿が残っていたのですか。その辺後日においても寿の販売会社に対してそういうお話をされたものなのかどうか、ちょっとその辺お聞かせいただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時24分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問についてですが、一応事務的な部分の性質が高いと思いますので、総務課長のほうからお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○総務課長（木村浩二君） 柏渕事務長が体調不良のため、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の院外処方になったときの薬の影響ということでございますが、院外処方にすれば当然外来患者分の薬は院外に行くということになるかと思えます。その当時の院内のときは、病院の扱っていた薬というのは3億円くらいあったと、それが院外にした場合には7,000万くらいに落ちているということでございますので、約6割くらいの減ということになりましょうか。これだけ影響が出ているということでございます。

2点目の院外処方に切りかえたときの病院で持っていた在庫をどうしたかということでございます。これについては、前事務長に確認をしてございました。業者は、プロポーザ

ルで募集いたしまして、その採用条件に在庫を引き取ってもらうということを義務づけまして決めたところでございます。決まった業者にその在庫分を引き取ってもらったということでございます。

それから、3点目の書類の保管でございます。議員おっしゃるように、文書管理規程で保存年限が決まっております。カルテ類は、保存年限が5年ということになってございます。それから、薬の管理簿になってございますが、これについてはシステム上平成15年までさかのぼってあるということが確認されてございます。ただ、この管理簿とカルテ、処方せん、これらを照合して調査をしなければならないということを考えますと、これはさらなる調査をしてどこまでさかのぼれることができるのかということはこのからの調査になることと思います。そういう意味で民事の17年分の請求というところについても、それを踏まえた中で検討していくという形になると思います。

それから、薬品会社への額でございますが、これについては税務署のほうから教えてもらうことができないということではございましたので、確認することが町ではできないということになってございます。

それから、3社への連絡でございますが、連絡をしたのはアート製薬、それともう一件が寿薬品、この2社でございます。関東メディカルは、後日本人の供述でわかったわけですが、個人情報ということを考えると、答えは同じことが返ってくるだろうということであえてここには連絡をしてございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（堀合哲哉君） 町民の皆さんって非常に怒り心頭で、何とか懲戒免職はしましたけれども、もっと早く刑事告訴してほしいというのが町民の声だと思います。1点だけお聞きします。なかなか証拠をそろえるというのは大変な作業だと思います。それで、例えば3月いっぱいには、今月いっぱい、ぜひ刑事告訴したい、告発したい、そういうふうにできるでしょうか。期限言ってしまうと、できなかつたら大変でございます。その点今の状況を考えながら、ぜひ早いうちの告訴を願っておりますので、その辺今の調査状況を考えながらご返答いただきたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○総務課長（木村浩二君） 私どもも議員おっしゃるとおり3月いっぱいにはしたいというふうに言いたいところですが、何せ薬の量が76種類という数までいきました。それで、それらを一つ一つ今チェックをして確認をして、さらにそれ以上のものがないかどうかというところもやりながら進めているところでございます。病院の職員が夜遅くまで、土日も出てやっております。これは、膨大な量になることと思います。その中で進みぐあいを見て、警察のほうとも相談をしております。今の時点では、まだ受けてもらえないという状況になってございます。今後は、さらに調査を進めまして精度を高めた中で警察へ告訴をしたいということでございますので、早い時期に告訴をしたいという気持ちは今も変わってございません。

以上です。

○議長（野村 洋君） よろしいですか。

○9番（堀合哲哉君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 国保病院についてを終わります。

以上で9番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、9、災害時要援護者の避難支援についてを行います。14番、東秀憲君の質問を行います。

○14番（東 秀憲君） それでは、通告に従いまして、質問いたします。

災害時要援護者の避難支援について。平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波において、森町が取り組んだ活動内容の検証と今後の対策として数多く打ち出されました。その中で今後の緊急課題の一つとして、幼児や高齢者、障がい者、独居老人等を対象とした災害時要援護者の避難支援計画の策定を早急に取り組んでいくと過去の2回の総務経済委員会で発言をいたしております。町長は、町政執行方針で防災行政についてを述べておりますが、その中には弱い立場の人命を尊重すべき重要事項である災害時の要援護者対策については何ら触れておりません。以下、お聞きいたします。

①といたしまして、執行方針では要援護者支援を強く訴えるべきではなかったのか。

②といたしまして、要援護者避難支援計画策定の実施経緯や報告が今まで一度もなされていないのはどういうことでしょうか。

③として、この支援対策については町内会や消防団、あるいはボランティア団体等の協力なしでは実行できないだろうと思います。いまだそれらの団体の要援護者調査の結果や情報提供がなされておられません。地域の見守り作業が進まないで停滞をいたしております。どうしてなのでしょう。その辺の説明をお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 東議員のご質問にお答えします。

ご質問の3点につきましては、関連がございますので、一括してお答えさせていただきたいと思います。災害時には、自助、共助、公助の連携が大切であります。当然のことながら要援護者支援も共助の中の一つと捉えており、大変重要であると認識しております。議員よりご指摘がありました要援護者避難支援計画につきましては、平成22年9月に制定されておりましたが、報告はされておませんでした。この場をおかりいたしまして私からおわびを申し上げるところでございます。

さて、制定されていた支援計画についてでございますが、中身を確認しましたところ、

平成23年3月11日の東日本大震災以降では不足部分がございますので、森町地域防災計画の見直しにあわせて今後内容を精査してまいります。議員のおっしゃるとおり、要援護者支援につきましては町内会等の協力なしではできないことでございますので、川村議員のご質問でもお答えしましたとおり、災害時要援護者登録台帳の中で公表の同意を得られた方につきましては早急に町内会へ情報提供してまいります。また、同意を得られていない方につきましては、関係者と連携をとり、方策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（東 秀憲君） 2点ほど再質問させていただきます。

災害が発生した場合、役場の職員は各避難所や対策本部の各部署に配置され、身動きがとれないのが実態だろうと、そのように思います。そのためには、町内会や消防団、あるいはボランティア団体等の協力は避けられないと思います。方針の中では、きちんと町内会等の協力要請をうたうべきではなかったのかと、そのように思っていますが、いかがでしょうか。

それから、私の調べたところによりますと、平成22年度、それから23年度の2カ年で要援護者の調査を約1,200万、相当な額、そういった予算をかけながら社会福祉協議会に業務委託をしております。去年の9月会議の決算特別委員会で、雇用人員だけで一切業務成果の報告がなされておられません。また、総務経済委員会、あるいは全員協議会でも説明がなされております。その辺答弁がありましたけれども、再度ご答弁をお願いいたします。

それから、調査対象は何人だったのか、そしてその結果要援護者は何人であったのか、その辺のところをお答えしてほしいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時48分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、災害万が一発生したときには、もちろん職員もいろいろな避難所等に張りつくことも考えられますし、東議員おっしゃるとおり、町内会、またボランティア団体、各地域の消防団、いろんな方々にお世話にならないと、やっぱり要援護者はもちろん、小さいお子さんたち、高齢の方たちがもちろんたくさんいらっしゃいますので、これは無理だと思いますので、今後防災計画、平成25年度に予定されております。その中でいろいろな避難態勢も含めて検討されていくものだと、そのように考えております。

また、22年から23年に要援護者について調査いたしましたその人数、それから調査対象の数につきましては後ほど提案させていただきたいと、今この場に持ち合わせておりませ

るので、ご理解願えればと思います。

いずれにしましても、この避難に対しましては東北大震災以降本当にみんなが真剣に取り組んでいることを申し添えながら、私どももこれから、森町としてもう遅いぐらいの時期です。もっと早くに制定されていたのかなと私も思いましたが、就任してまだ4カ月、まだ5カ月に満たないところでございますけれども、私も町民の生命、財産の確保に向けてこの防災計画の策定については全力で取り組んでいきたいと、そのように思っておりますことを申し添えて、答弁にさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○14番（東 秀憲君） 2点ほど再々質問させていただきます。

いずれにしましても、要援護者の名簿、そういったものができているのであれば、各人の同意を得ながら早急に各団体に配付して有事のときの活用、あるいは平常時の地域の見守り、そういったものに活用させるべきだと、そのように考えますが、その辺がまず1点。

それから、町民の防災意識、危機意識の向上のためにも森町の防災の日を設定して毎年職員を総動員しながら、噴火、地震、それと津波、風水害等を想定した総合的な、そして全町的な避難訓練の取り組みの考え方があるのかどうか、その辺含めて2点伺いたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） ご質問にお答えいたします。

要援護者の名簿につきましては、先ほど川村議員さんの答弁等でも申し上げましたが、やっぱり取り扱いに対して了解をいただいている、そういった方につきましては速やかに町内会等に提示させていただきたいと思います。ただ、扱いについては、とりあえず今町内会ということで考えを持っております。というのは、やはり細かい部分を勘案いたしますと、個人情報等大変今厳しい、それから悪用された場合に非常に困る部分がございますので、まずは町内会、それからいろいろな各団体に対して提案できるかどうかも含めまして、了解をもらえていない、そういった方々もおりますので、その方々から了解を得るように各関係課とも協力しながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

さらにまた、全体的な、総合的な訓練でございますけれども、これにつきましても日にちを定める、それも大事でございますし、また毎年同じ日というものも曜日がずれたりすると参加できない等もございます。もちろん夏場であったり、冬場であったりといろんな条件がありますので、これにつきましても防災計画の策定とあわせて避難の対策、それから避難への取り組みも考えていきたいと、そのように思っていることを申し添えながら、答弁にさせていただきますと思います。

以上です。

○14番（東 秀憲君） よろしいです。

○議長（野村 洋君） 災害時要援護者の避難支援についてを終わります。

以上で14番、東秀憲君の質問は終わりました。

次に、10、町政執行方針について、町立国保病院における不祥事について、3番、宮本秀逸君の質問を行います。

初めに、町政執行方針についてを行います。

○3番（宮本秀逸君） 通告に従いまして、質問させていただきます。前出の議員とかぶるような質問があるかと思えますけれども、そこら辺はしんしゃくしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

町政執行方針について。平成25年度町政執行方針について、以下伺います。

1番目、楽市楽座もりまち食KING市について支援しながらも事業の見直しをしますが、具体的に示していただきたい。

2番、道が支援する食と観光ブランド化とありますが、その内容についてお聞きしたいと思えます。

3番目、地域力を生かした観光振興を図るとあります。現在までさまざまな取り組みがなされてきましたし、その効果についても検証が必要だと思っております。観光に関する資源は、他町村に決して劣らない森町であります、なぜ大きな成果があらわれないのか、町長の所見を伺いたいと思えます。

4番目、TPP是非の議論の中で地産地消、国産国消の言葉が薄れつつあるように思われます。国内、道内問わず1次産業者は、そのほとんどがTPPには反対の立場だと聞きます。町長のTPPに関する考えを伺います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員のご質問にお答えします。

1点目についてですが、楽市楽座もりまち食KING市実行委員会への支援策として平成24年度同様150万円の補助金を予算計上させていただいたところであり、事業の見直しについて、根本的に変わることは実行委員会の体制でございます。これまでは、役場主導により町長が実行委員長、各団体の長が役員を務めておりましたが、平成25年1月30日に開催されました実行委員会において規約改正を含めた議案が承認され、今後は出店者を中心とした実行委員会組織が立ち上がる予定でございます。このことにより、行政、各経済団体は側面からのサポートに変わり、本来目指すべき姿である民間主導への転換の第一歩を歩み出したと考えております。事業細部については、今月下旬に開催予定の新しい実行委員会において決定されますので、役場はこの組織が自立できるように支援していきたいと考えております。

2点目についてですが、ここでは代表的な項目を述べさせていただきます。北海道が優位性を持つ食や観光分野において、世界に通用する北海道ブランドの創造に向けて取り組むもので、食につきましては1点目に消費者と生産者の結びつきへの強化、2点目に付加価値の高い食品づくり、3点目に国内外への販路拡大などへの支援を行っております。また、観光につきましては、1点目に魅力ある観光地づくりの推進、2点目に国内外からの誘客促進、3点目に地域一体の推進体制づくりなどへの支援を行っております。これらの

貴重な資源を産学官の連携、協働のもと総合的かつ計画的に推進し、活力ある北海道経済の発展を目指しております。

議員ご質問の3点目についてでございますが、森町は多種多様な観光資源に恵まれているという認識であります。しかし、その資源はまだまだ原石の状態のものが多数あるのではないかと私も感じております。一方で、団体から個人客へ、見学するだけから体験できるものへとといった観光客のニーズの変化を的確に捉え、それを反映させた地域独自の観光メニューづくりへと発展させなければ地域に対する需要は生まれないと考えております。本年度は、観光を通じた地域振興のため、北海道から職員を派遣していただきますので、森町の持つ観光資源の掘り起こし、磨き上げや広域連携などを積極的に取り組んでいきたいと考えております。

4点目についてですが、先ほど堀合議員のご質問でもお答えいたしました。国民に対し情報を示さず、国民の同意もないままでの拙速なTPP交渉参加は反対であるのが私の考えでありますことを申し添えまして、答弁にさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○3番（宮本秀逸君） 今答弁いただきました。1番目の楽市楽座を側面から今度応援していくのだという体制に変更していきたいということでございますので、それはそれで結構だと思いますし、まさにそういう流れでなければならぬなというふうに私も思いますので、金額的な助成も何がしか必要になるかもしれませんけれども、ぜひそういった方向には進んでいただきたいと。まず、1点目はそう思います。

それから、2点目でございますが、これはいかにもありそうな言葉で、余りおもしろくないような言葉でございましたので、こんなものかなというふうに思いました。

3点目に行きます。地域力を生かした観光振興を図るというふうにございますけれども、まさしく私はここにこそやっぱり観光の発展、あるいは政策の成否の鍵があるような感じがするのです。余計な話ですが、私北海道に昭和44年に来ましたときに、大沼のトンネルを抜けた瞬間に大沼公園が広がりまして、見事な駒ヶ岳が目の前に飛び込んでまいりました。そのとき感動的な気持ちになったのをいまだ全く忘れることがないのです。観光というのは、そういうものかなというような感じがそのときにいたしました。前町長は、大沼は半分は森のものだというような言い方もした経緯があったりもしましたけれども、それはそれとしまして、この地域資源をどうやって生かしていくかというのがまさに先ほど町長言われましたが、まだ原石のまんまだという部分大いにあるだろうというふうにおっしゃいましたので、これは本気で拾って磨き上げていただきたいと、こんな気持ちがいっぱいなのです。先ほど山田議員から歴史的遺産を観光にやっぱりつなげていかなければならぬというお話もございましたけれども、まさにそれも一つだと思いますし、森町、国道走っていますし、それから高速つながりましたし、鉄道もございます。三拍子そろっているわけなのです。鉄道も、これも余計なことかもしれませんが、道新に例えば秘境駅

がどうかと紹介されましたこともありましてし、それから貨物列車は砂原回りで必ず、上りの貨物は必ず砂原回りなのです。下ってくるときは、駒ヶ岳方面来るのですけれども、こういうパターンをとっているところなんて恐らく全国にはここだけだろうというふうに思うのですけれども、いろんな見方をしますといろいろ広がってくると思います。そして、何よりも1次産業、これ農業、水産業ともにそうですし、加工業がこれだけ盛んなところも、先ほども話が出ましたけれども、恐らくほかにはそんなないだろうというようなことを考えますと、本気でそれをやっていかなければならぬというように思うのです。そこら辺の拾い上げといたしますか、精査を、これ短期間で恐らくできるものでもないでしょうし、短兵急にできるような施策でもないと思いますので、これを本気で時間かけてでもやっていただきたいと、こんなふうに思います。執行方針の中には、濁川方面の看板も取りかえるのだというような話もございましたが、それはそれとしまして、単なる政策の変更だとか看板のかけかえで決してこんなものは成り立っていないだろうというふうに思うのです。必要なものはもちろん必要ですが、看板が必要だとはもちろん、いう意味ではございません。そこら辺を本気でやらないと、いつまでたっても同じ轍を踏むような感じがいたしますので、そこら辺をぜひ検討に検討を重ねて拾っていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、4番目のTPPにつきましては、先ほど来ずっと出ていましたので、今さら私が質問しなくてもいいかもしれませんが、ここにあって書きました地産地消、それから国産国消という言葉ですけれども、余りここ1年くらい使われなような方向になりつつございます。なぜこれを取り上げたかといいますと、ここ二、三日前のテレビでもたまたま出ておりました。東日本大震災で避難している方々の中に地元の食材を、農産品、水産物を食べたいのだけれども、子供に心配だから食べさせられませんかという内容の報道がありました。要するにそういう気持ちはあっても、地元産品を食べさせられないというような話だったのです。何を言いたいかといいますと、何かがありますとそういうことができなくなってくるのです。TPPもまさにそうだと思っているのです。チリからサーモン輸入して例えば回転ずしに並びます。そして、子供たちにも、二つ三つの子供からサーモン食わせたりするわけなのですけれども、それはその意味があるかもしれませんが、外国産を食べて日本人が成り立つと私は基本的に思っていないのです。日本の空気を吸って日本の食べ物を食べるから、やはり日本人なのです。その許容範囲がどれだけかというようなことだと思っているのです。そういった意味で私は、関税を撤廃するということは、そして先ほど出ました影響が出てくるということに対しては、これは本当に真剣に考えていかなければならぬ、こんな問題だと思っているのです。そういった意味でこれは気づけていきましょうというようなことなのですが、この地産地消につきましては本当にこの言葉が意味するところは想像するところだと思いますけれども、ぜひこれは検討していただきたい。それから、給食の、これは予算審査の中で伺いたいと思いますけれども、給食センターの食材なんかについても地場産品がどれだけあるかというようなことも考えていか

なければなりませんので、そこら辺の地域力ということに対してもう一度町長の考えの一端をお聞きしたいと思いますし、この地産地消ということに対してあくまでもやっぱりこだわりを持つべきだろうと、ある程度は、そう思います。皆さんがご承知のとおり、今カロリーベースで日本の自給率というのは40%を切るぐらいだと、39か40%だというふうに言われておりますので、そこら辺を100%に向かわせていかなければなりません。先ほどの道のブランド化の話を聞いておきますと、いかにも産業が観光と結びついて、またそれが発展性あるように聞こえますけれども、簡単にはいかない問題だと思いますので、森町に合ったやり方が何かということ町長にはよく検討していただきたいという意味で2点、その地域力と、それからこの地産地消について町長のお考えを伺います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えをいたします。

いろいろ地域力を生かした部分につきましてなのでございますが、先ほどご質問の中でお話ございましたように、宮本議員さんが初めてこの森町の地に訪れたときに感動を覚えたということは、地域を離れた方から見ると恵まれた地域だというのは非常によくわかります。私も、またほかの町民の方々も一度この地域を離れば、いかに素晴らしい地域かというのは感銘を覚えるものだと私も思っております。そういった中では、まだ気づかれていないほかの方には非常に貴重な食料品から自然の環境等もあろうかと思えます。先ほど北海道の部分で食と観光ブランド化、道の支援する部分を申し上げましたけれども、どちらかというとな経済的な北海道ブランドとして輸出をして経済効果につなげるような部分も多々見受けられてございますが、やはり森町としては今後3年後に北海道新幹線の駅がすぐ近くに来たり、いろんな条件が整ってまいりますので、まず的確にその部分では進めていながら、道から派遣される貴重な人力、戦力を有効に活用して、そして森町の経済効果、いろんなものに、地域力につなげていきたいと、そのように思っております。

そしてまた、もう一点のTPPの部分でございませけれども、先ほど宮本議員さんもおっしゃいましたように、食料自給率、日本では39%です。この39%がTPP交渉参加することによって13%まで落ち込むと、そういったことになったときにはもちろん地産地消、それから国産国消という、そういった肝心な部分、安全な食材であれば結構です。ところが、以前あったように、牛肉でもあったようにBSEの問題ですとか、やはり海外から来る部分については安全なものという確証がございませぬ。そういったものも含めてTPPには改めて慎重に取り組んでいただくよう、もしくは基本的には反対の意向を強く持ちながら北海道全体として取り組んでいきたい、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○3番（宮本秀逸君） いいえ、結構です。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針についてを終わります。

次に、町立国保病院における不祥事についてを行います。

○3番（宮本秀逸君） それでは、2問目を質問させていただきます。

町立国保病院における不祥事について。薬品の横領転売という事件は、森町内はもちろん、町外にまでも大きな反響を広げております。町としての真相、全容解明が早くなされることを望みます。以下、伺います。

1番、再発防止策とともに職員の綱紀粛正が内外から強く求められています。町長の考えを伺います。

2番、町立病院内で行われた不祥事であることから、町長は議会の場において町民（社会）に対して謝罪をされておりますが、直属の上司である病院長の責任は重いものがあると考えます。任命権者でもある町長は、この院長の責任をどのように考えておられるのか伺います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員のご質問にお答えします。

1点目につきましては、堀合議員の答弁と重複等いたしますが、再発防止につきまして発注から払い出しまでの全ての工程において薬剤師と助手の2名体制で作業し、双方でチェックするようにし、さらに事務においても確認できるような体制を変更しております。また、医薬品の管理を薬局内部だけに依存させるのではなく、他部署においてもチェックできる管理体制に変更し、さらにはシステム上管理できるコンピューターシステムの導入なども今後再発防止策の一つとして検討してまいりたいと思っております。職員の綱紀粛正に関しましては、人材育成の観点からも指導してまいります。

2点目についてですが、事件の重大さからして管理責任者である病院長の責任は問われてしかるべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○3番（宮本秀逸君） まず、1番目の再発防止につきましては、先ほど詳しいお話がありましたので、今の答弁のそのとおりでというふうに了解しております。綱紀粛正、ちょっとかた苦しい言葉でございますけれども、その立場にある以上はこれはやっぱりそういう拘束を受けなければならないというのは当たり前の話でございますから、機会あるごとにこれはぜひやっていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、2点目の院長の責任ですけれども、町長さらりと答えられましたので、何かもうちょっと欲しいなという感じがしたのですが、私は大きな責任があると思っております。以前松前町の町立病院の視察に伺ったときに、公立病院の全部適用の話をされました。そうすることによって病院長初め責任も当然重くなりますし、自覚も出てきますし、いい方向に行きましたという結果のお話を伺ったのです。森町の場合は、残念ながら全部適用でございませぬので、地方公営企業の全部適用についてもこれからやっぱり検討すべきであろうというような気持ちがございます。そう至らない前の今回の事件でございました。前回いただいた資料を見ますと、病院長が就任された時期と、それから今回の問題が出てきたというのがほぼ重なってくるわけなのです。そうしますと、直属上官です

から、上官というのは兵隊、軍隊のような言葉で大変失礼なのですけれども、その人がやはり監督しなければならぬというのは誰が考えても当たり前の話なのです。恐らく口に出しても出さなくても大方はそう思うのではないかと私思っているのです、大方の方は。それが病院という特殊な場であり、何か言葉に出して言ったり責めたりするとタブーみたいな空気が流れているのではないかと、私それが心配なのです。それは、人を非難するということは大変なことですから、安直には言えませんことは私も重々承知ですけれども、今回のような特異な事件がありますと、それはやっぱり問われても仕方ないなという気がするのです。残念ながら毎年数億円の一般会計からの経営に対しては持ち出しがあります。そして、病院に対する評価がよければ、これはある程度仕方ないなというような感じはするのですけれども、私たちの耳に入るのはドクターの対応に対してかなり不満だという意見がやっぱり圧倒的に多いのです。そんな中でのこういった事件でございますから、これはやはり責めを負うべきだろうというふうに私思っているのです。梶谷町長が任命されたわけではございませんので、そこらはかなり難しいお立場だなというようなことは察するわけでございますけれども、こういった点を改めていかないと決して森町国保病院は浮かび上がらぬだろうと思うのです。つらい立場は重々わかりますので、強い決意をいただきたいと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

非常に今回の病院の事件につきましては、たくさんの議員さん方からご質問もいただいておりますし、15日に新聞報道された以降役場にも、また私の自宅にもたくさんの町民の方々からいろんな感情的な電話が参って参りました。もちろん議員の皆さん方も同様であり、町民の方々のお怒りというのは非常に理解するところでございます。それに対しては、私設置者といたしましておわびを申し上げるしかないところでございます。そういった中で非常に今回の事件というのは特殊性、人間性にまず問題があったなと、そのように感じるところでございます。そういった点からも、先般皆さんご存じのように2月28日付で懲戒免職をさせました。これについては、正しい選択であったと、そのように考えております。

そういった中で最後の院長の責任についての宮本さんの再質問でございますけれども、これにつきまして特段私特別なかばっているということではないです。やはり責任は間違いなくあると思います。ただし、今全容がこれから解明されていかなければ、一体どの程度のものになるのか、そういったところがはっきりわからない、そういった点ではもう少し時間がかかるかもしれませんけれども、私としても最終的な部分について慎重になっておるところでございます。もちろん議員のお話の中にもございました松前の病院のように公営企業の全部適用、先般木古内町の町立病院でもこれ適用いたしました。そういった部分で経営部分も全て病院側に委ねて、そして全責任のもとで運用をさせていくという点では考えとしては私も持っております。しかし、私が就任する前に非常に病院内が状況がよろしくない状況になってしまいました。湊町政のときには、そういうことがございませ

んでした。この4年間で一体何があったのか、そういう部分も含めて先ほどもご答弁をさせていただいた中には病院側とのいろいろな話し合い、自分なりの調査もしております。また、他都市部の大きな病院の院長等にもご意見をいただきながら、今問題点の解決に鋭意努力しているところでございますが、基本的な体制を維持できない中で全部適用、全てを責任を負わせるというのはちょっと酷な部分があるのではないかなど。やはり設置者としての私の責任もあるわけですから、ある程度の体制に持っていくまでは責任を持って進めていきたいなど、そのように考えているところでございます。

以上、ご理解をお願い申し上げながら、答弁にさせていただきたいと思っております。

○3番（宮本秀逸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 町立国保病院における不祥事についてを終わります。

以上で3番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、11、国保病院の医薬品の不正転売問題について、行財政改革における重点3事業について、消費税増税の森町行政への影響について、教育行政執行方針について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、国保病院の医薬品の不正転売問題についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

最初の質問は、もう既に3人の方から質問されていますので、重複する部分も多々あるかと思いますが、一応通告に従いまして、質問させていただきます。まず、国保病院の医薬品の不正転売問題についてということで質問いたします。2月15日の全員協議会にて、国保病院の薬剤師が平成7年から不正転売し、不当な売却益を得ていたことが報告されました。その後数回にわたり経過報告が全員協議会でなされていますが、町民への説明は新聞などの報道のみで、直接町民への説明がなされていません。このたびの事件ほど病院に対する町民の信頼を失墜させたものはありません。そこで、事件の未解明部分がまだまだあるかと思いますが、町民への説明責任を果たす意味においても改めて今回の不祥事についての説明を求めたいというふうに思います。

まず1つ目に、詳細な事件の経過の説明をお願いいたします。

2つ目に、直接の病院の管理責任者である院長を初めとする管理職の責任をどう考えるのか。

3つ目に、病院の設置者であり、院長を初めとする管理職や当該職員の任命権者である町長の責任についてどう考えるのか。

4つ目に、過去の個々の担当者の責任をどう考えたらいいのか。

5つ目に、町に与えた損害金は多大になるかと思いますが、賠償責任は誰にあると考えるのか。

6つ目に、失った病院への信頼をどのように回復し、今後このような事件の再発をどのように防ぐのか。

7つ目に、薬剤師を懲戒免職処分としましたが、事件を解明する上で妥当なものであ

たのかどうか伺います。

最後に8つ目に、消費税の簡易課税から原則課税に変更することが今回の事件の早期発覚を可能にできたと考えられるわけですが、その辺どういうふうにお考えになられているのかをお聞きします。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えいたします。

今日たくさんの病院問題についてご質問いただき、非常に重複する部分があるかと思えますけれども、1点目についてであります。議員全員協議会でもご説明をしましたとおり、森町国保病院の薬剤師が平成7年ごろから平成24年までの17年間にわたりアート薬品、寿薬品、関東メディカルの3社へ病院の医薬品を転売して利益を得ていたことが函館税務署による消費税の国税調査において発覚いたしました。本人の供述によりますと、転売していた薬品類は76種類とのことであり、クロネコヤマト宅急便を利用し、医薬品会社へ送付しており、転売した利益は他人名義の口座へ振り込ませていたとのことであります。被害額は、税務署が調査した平成17年度から平成23年度までの7年間分で約5,100万円の未申告金があると報告を受けております。

2点目から4点目についてですが、事件の重大さからして開設者である私と管理責任者である病院長の責任は当然にあるものと考えております。過去の担当者については、その担当者が在籍していた時期と転売されていた時期を調査した上で判断することになるものと考えております。

5点目についてですが、本人が罪を認めておりますので、賠償責任は薬剤師にあると考えております。

6点目についてですが、今回の事件は町民の信用を失墜させる言語道断の行為であります。公務員としての責任と自覚を再確認し、職員一丸となって職務に邁進することが信頼回復の第一歩であると考えております。

7点目についてですが、起こした行為の重大さを考えたとき妥当な処分であったと判断しております。

8点目についてですが、今回の事件は薬剤師が病院の会計を通さずに薬品の転売をしていたものであり、会計上売り上げが計上されないため、消費税の簡易課税、本則課税の違いによって事件の発覚にはつながらなかったものと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（松田兼宗君） それでは、再質問させていただきます。

まず、経過説明について、何度もしていますから、結構だと思えます。

それで、2つ目と3つ目の当然管理責任が院長初め、設置者である町長も含めて管理責任があるという話で、当然といえば当然なのですが、そこで町長についてというよりも、先ほど議員のほうから質問がありましたのと同じなのですが、やっぱり院長の部分に関して一番直接の責任者としては問題があるのかなという気はしています。というのは、今日

も本来であれば、議会として要請出しているわけです。その中で出席を、いろんな諸事情はあるのでしょうけれども、それこそ管理者としての責任を果たしていないのだということに、この議会に出席しないということはそう考えざるを得ない。さらに、給与を見ますと、当然管理職手当というの出ているわけです。何のために管理職手当って出ているのですか。ここにいる方は皆さん出ているはずですけども、当然今回問題になった薬剤師も含めて出ているのですよね、管理職手当というのは。その辺の部分も、どういう意味があって管理職手当出ているのかって全然理解していないのではないかと私思わざるを得ないのです。そういう点では、その部分の責任を全然果たしていないのだというふうに思わざるを得ない。その辺再度どう思うのかということを知りたいと思います。

それと、過去の当然個々の担当者の責任についてなのですけども、何人も事務局長を初め院長も、院長は1人、2人ですか、なのですけども、その辺今後5番目の絡みで賠償責任は薬剤師にあるのは当然です。ただ、私が思うところ、税務署からの提示された損害額が金額が5,100万だという話が言われています。それは、確実な数だと私は思います、過去7年間の部分に関しては。それを考えると、それは売った額ですから、仕入れた額よりも高く売るということは考えられなくて、それ以上の価格で、低い額で売、むしろ半額ぐらいで売っているのではないかと考えざるを得ないのです。とすれば、僕が考えるところ、2億を下らないのではないというふうに、町に与えた損害金額ということが。とすれば、この賠償責任については本人で払える能力があるわけがない、2億超えた場合に、と思わざるを得ない。さらに、正確にはつかめないということはもうはっきりしているわけですよね。本人が言っているだけの言葉しかないわけですから、17年も前だともう既に記憶だっていないわけです。記録だっとならぬわけがない、本人が。そんな中で当然概算的には2億を私は超えると思いますから、それを超えた部分に関して、では当時の管理者も含めて賠償責任があるのではないかと私思わざるを得ない。それは、時効の問題もあるでしょうけれども、そのことも含めて考えるべきではないかと私は思います。

それと、7つ目の薬剤師を懲戒免職処分にしたということなのですけども、これはその当時、3月1日ですか、その日そういう発表されて、えっと思った部分があります。というのは、やめた職員に対して何ら強制力というのはなくなるのです。例えばこの議会で、今後わかりませんが、調査特別委員会が開かれたと、設置されて、再度その職員に対して事情聴取する場合もできないわけです、本人がうんと言わなければ。懲戒免職にされた職員が出てくるとは思えない。さらに、町の今後の調査に対しても拒否が、その辺どうなっているかわからないですけども、調査の協力してもらっていますか。そうではないのですか。先ほどの答弁の中で、もう進展はそんなにならぬのだという話を答弁の中で言っているとおり、本当に今回の懲戒免職が妥当だったのか、思わざるを得ない。その辺妥当だったというふうに言っていますけれども、調査上からいうとかなり問題があったことになる。心情的にわかるのです。町民のほうも何でいつまで、3月1日越えたら給料払わなければならないわけですから、何でそういうことをやった人間に給料を払うの

だと思ふの当然なのです。だけれども、実際の町の今後の調査を考えた場合、これは失敗だったと、私はそう思わざるを得ないわけです。

そして、8番目に関しては、消費税の問題に関しては、私もたまたま決算の問題があって会計事務所にもその辺も聞いたりもしているのですが、どうもあやふやな部分があるにはあるのです。それについては、今後消費税が8%、10%に上がった場合も含めてどうなるかという問題もあるのですけれども、今後原則課税にしていくという考えはあるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時38分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問についてお答えします。

まず、病院長についての責任の部分でございますけれども、手当が出ているという松田議員の、そのためには必ず要請された場面に、この議会に来なければいけない、一方でもちろんそういった部分も私も考えるところでございますが、やはり病院長であると同時に一人の医師でもございます。やはり治療等町民の生命を守る部分もまず一番大事な部分であろうかと、そのように思っておりますし、先ほど宮本議員さんのご答弁でも申し上げましたとおり、責任は十分にあると思います。今後解明をされていく中でその責任の重さ、そういったものについて皆さん方にご提示してまいりたいと、そのように思っております。

また、賠償責任、薬剤師の部分でございますけれども、これは法的な今後総額でどの程度になるのか、これはまだ全部調べないとわかりません。実際に書類もある程度しか残ってございませんので、詳しい部分については担当課のほうから、もしくは総務課長のほうから数字的なものについては答弁させたいと、そのように思いますが、やはり法的な手続以外のものまで追及することができない、そういった可能性も含めながらでございますけれども、少なくとも刑事告訴については追及をしていく、そういう姿勢であります。

また、7番目の免職についてでございますけれども、それぞれ考え方の違いがございますが、黙って給料を払いながらそういった調査に対して協力させることも町民の感情としてはまず許されないことであろうと、そのように思うことから、まずこの方については免職を執行いたしました。今後いろいろと事件解明する上では、協力してもらおう部分もあります。そういった部分につきましては、総務課として、役場として一応手続を踏んでいる、そういった部分もございますので、後ほど総務課長のほうからその点についてもお話があらうかと思っております。

そしてまた、最後の8番目の本則課税については、これは今現在では考えておりません。先ほどの最初の答弁でも申し上げたとおり、売り上げが計上されていないためにこういっ

た事件が発覚、確認できなかったということではございませんので、従来どおりでいいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、私から2点ほどちょっと補足をさせていただきます。

まず、薬剤師を懲戒免職にした件でございますが、3月1日以降本人が病院の調査に応じるという、これは確約書もとっておりまして、その後本人との連絡もとりながら何度か来ていただいております。その辺については、誠意を持って対応していただいているということでございます。今後も必要があれば、本人に連絡をして病院に来て事情聴取するという形をとるようになってございます。

また、今後の進展なのですが、もう我々の調査ではある程度の限界が来たなというふうに感じております。前回議員協議会でもお話ししましたが、本人は覚えていない、知らないということを繰り返しますので、これはもう我々の調査権は及ばないところで、早く告訴して司法の手に委ねるしか全容の解明ができないのではないかなというふうを考えておりますこともあって、2月28日の免職ということに踏み切ったところもございます。

それから、原則課税でございますが、これについては税務署のほうともちょっと相談をしております。今簡易課税をやっているわけですが、原則原則課税にしますと、町から出ている補助金、出資金があるわけですが、これを細く分析をして課税をしなければならぬという作業が出てきます。これについては、税務署との相談の結果もあるのですが、非効率的だということも言われておりますので、そういう意味からして原則課税は導入しないという考え方でおります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（松田兼宗君） 先ほどの町長の答弁で院長をかばっているとしか言えないですけども、本来であれば森町国民健康保険病院処務規程というのがありますよね、その中で院長がどういう仕事をするのかとか、全部書いているわけです。院長は、医師である職員のうちから町長が任命すると、そして病院長は院内を統理し、管理運営の責に任ずると書いているわけです。そして、さらに事務は、第21条に事務は町長の決裁を経て処理するものとするということが書いているのです。ということは、院長よりも町長にむしろ責任があるのかというふうにとられる規則なわけです。さらに、これの管理会議というのがあります、44条に。会議の中で、この中で日誌というのが、その下に管理者会議というのを開く形になっているのですが、さらに各係において日誌を記載し、毎日病院長の閲覧に供さなければならないとも書いているわけです。これらの今言った仕事、本当にやっていたのですかということなのです。そこが問われているのではないですか。その時点でわからなかったというのは、また話が別なのですが、やっているかやっていないかちょっと確認したいと思います。

それと、もう一点、先ほどからこれからどうやって病院の信頼を回復していくのかという話を、質問も先ほどから出ていますけれども、実は12月の議会において私たまたまこういう事件が起ると、そういう予想もしていなかった中でなのですけれども、コンプライアンス条例の推進についてということで質問しています。そのときに町長は、今の条例の中でやっていくと、綱紀肅正を図ってやっていくと言っています。新たにコンプライアンス条例は必要ないと言っています。本当にそれでいいのですか。その後こういう事件が起きているわけです。先ほど人間性の問題と言いました、そして。人間性の問題、えっというふうに、そのレベルで捉えるのですか。職員の教育も含めて一切コンプライアンスの学習というか、勉強会なんかも全然やっていなかったということでしょう。常識だといえば常識なのでしょうけれども、今後そういうことを含めて今の条例ではなくて法令をちゃんと遵守していくという方向にやっていく上では、やはり12月に私質問したように、言いましたようにコンプライアンス条例って必要なのではないですか。その辺最後に伺います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時49分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 質問にお答えいたします。

まず、病院の処務規程と作用についてでございますけれども、これは後ほど不足部分は事務方のほうからちょっと答弁をさせていただきたいと思えます。

そういった部分で、あとコンプライアンス条例につきましてですけれども、一応いろんな条例を制定しても、やっぱり守る、それが一番大事なことです。これにつきましては、先ほど私宮本議員さんの答弁の中で人間性という言葉使いましたけれども、この人間性を高めていく、そういった人材育成、教育も大事なことなのです。これがたまたま幾ら教育してもどうしてもそういった育成に応じれない、そういった方がいらっしゃる、そういったところでは非常に残念なのが今回の事件でございます、だからといって許すわけにはいきませんので、これに対しては徹底して追及をしていきたいと、そのように思っております。もちろんそれに対して何もしないということではなく、ただやみくもにそういう規則をつくるというのではなく、今まであった部分でもきちんと教育をして人を育てていく、そういった方向性を含めて進めていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○総務課長（木村浩二君） 議員ご指摘の森町国民健康保険病院の処務規程の中にございます第21条、決裁でございます。事務は、町長の決裁を経て処理するものとするというふうに定められてございます。その中で第46条、日誌においては、日誌を記載し、毎日病院長の閲覧に供さなければならないということになってございます。これにつきましては、

薬局の日誌だけがこの規定に基づかず、閲覧に出されていなかったということでございます。それ以外は、きちんとされているということでございます。この部分につきましては、規定に基づかずやっていた業務ということで、大変申しわけなく思っております。深くおわびを申し上げる次第でございます。今後は、これに基づき、今町長がおっしゃった内容で進めていきたいなというふうを考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野村 洋君） 3問終わりましたけれども、もし納得いかないのであれば、もう一問許します。

○4番（松田兼宗君） 今、まず最初に薬局だけが出していなかった、やっていなかったということですか。信じられないです。そういう話が出てくるとなると、ますます院長の管理責任が問われるわけです。やはりこの場にその話を、直接院長の責任なので、管理しなければならない部分なので、どういう理由でそういう状態になったのか聞かざるを得ないのだと思います。そういう機会は、何か予算委員会のほうでそういう話があるということで、そちらで聞ける場面があるのだと思いますけれども、そっこのほうに、この場は言っても仕方がないと思いますので、そういう事実が判明したことだけで、まずわかりました。

それと最後に、もう一点は、コンプライアンス条例、先ほど条例を設定してどうのこうの、それ守らなければ同じだと言いますが、きっかけが必要なのではないですか、ここまでの状態になっている町なので、そのために新たにそういう姿勢を見せる必要があるのです。だから、コンプライアンス条例をつくって新たな森の町の出発点にしなければならぬのだという意味があるのではないですか。条例をどうのこうのという話ではないです。姿勢の問題だと私思うのですけれども、そしたら言葉で言って今のある条例を守らせていくという話を言ったって誰が信用しますか。今まで守っていないのと同じなのです、今の病院の日誌の問題にしても。だから、そのきっかけになる部分でこれからやっていくのだという決意を示さなければならぬのです、町民に。それが大事なのです。再度その部分を含めて条例の設定についてお答えいただければと思います。

（「議長、言葉ちょっと荒れていますので、ご注意ください」の声あり）

○議長（野村 洋君） 冷静にひとつお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 3時55分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

今現在でも職員の倫理規程がございます。そういった部分で、まずこれを基本にして、そしてみんなこういった事件を起こしたくて勤めているわけではございません。もちろん職員に対しては、お金を扱う部分に対しては間違いなく町の目は皆さんに向いているのだよということでは十分理解をしていると思いますので、倫理規程に基づきこれからもきちんとした、それを守らせ、執行していきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） それでは、4問終わりましたので、国保病院の医薬品の不正転売問題についてを終わります。

次に、行財政改革における重点3事業についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、2問目に入らせていただきます。

行財政改革における重点3事業についてお伺いいたします。昨年11月、町長は、第2次集中プランにおいて平成26年度までの計画期間内の給食センター、さくらの園、保育所の3事業の抜本的な検討を行うとされていたものを実施開始期日を初め、民営化などの手法による提案を白紙に戻し、当面まずは内部の徹底した業務改善に取り組みながら、今後の各事業の推進方策を再検討し、改めて提示してまいりたいといたしました。そこで、平成25年度町政執行方針が提出されましたが、内部の徹底した業務改善に取り組んだ形跡はみじんも感じられません。保育所、さくらの園については、町が運営主体であることと移転や増改築を前提としたとしか思えないものであり、給食センターに至っては正職員が1名退職するから、運営経費、人件費が減るのだと、あたかも努力して行財政改革を推進しているのだと述べている始末であります。そこで、質問させていただきます。

内部の徹底した業務改善に取り組んだものは一体何なのか、具体的に説明してください。

2つ目に、平成25年度の予算書のどこにそれが反映されているのかお知らせください。

3つ目に、内部の徹底した業務改善をするために何度会議を開催されたのか。

4つ目に、行財政改革推進の最善策が民営化による経費削減であると考えているのですが、その辺はどうお考えになっているのか。

5つ目に、第2次集中プランの計画期間が平成26年度であることからすれば、今年度の平成25年度中にめどをつけなければならないが、各事業の推進の方策の提示時期はいつになるのか。

以上、お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 質問にお答えします。

さきの三浦議員の答弁とも重複するかもしれませんが、5点についての質問ですが、初めに1点目から3点目についてあわせてお答えします。内部の徹底した業務改善に取り組むとのこれまでの説明にかかわってのご質問ですが、現段階では業務改善について経費削減に直接つながるような具体的な取り組みは実施できておりません。3事業ごとに各担当部局において現状や課題、今後の利用者等のニーズ動向などについて一度改めて確認、点検するよう進めております。給食センターでは、町衛生管理マニュアルの徹底や職員異

動に伴う作業分担、区分の見直しなど、さくらの園ではこちらも職員異動に伴う業務分担の見直しなど、保育所においては保育所職員みずからが保育時間の拡大などについての試案を提言する準備が進められるなどの取り組みは幾つかありますが、行革的な具体策の展開や改善の取り組み開始には至っておりません。また、平成25年度当初予算に反映できるような事項についてもありません。関連する会議については、行革事務局と各担当部局との打ち合わせ会議はそれぞれ3回ほど実施しましたが、行革推進チームの全体会議は開催できておりません。今後は、業務改善などへの取り組みを加速させていくとともに、行財政改革のこれからの実施方策の提示について町政執行方針での取り組みとあわせ鋭意進めてまいります。

次に、4点目についてですが、民営化は時には行財政改革推進のための有効な手法の一つであると私も認識しておりますが、必ずしも常に最善策となり得るかどうかはケース・バイ・ケースであると考えております。私は、行革の取り組みにおいて効率性は重視しなければなりません、利用者や町民にとって納得でき、安定的にサービスや事業が継続して享受できることが大前提であると考えております。このことに留意しながら、今後の取り組みに当たってまいります。

最後に、5点目についてですが、集中改革プランの計画時期も考慮しながら、各事業の方策提示については平成25年度中にできるよう鋭意取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○4番（松田兼宗君） どうも今の答弁聞いていると、行財政改革というのを何なのかわかっていないのではないのというふうに思わざるを得ない部分を感じざるを得ないのですが、行財政改革というのは要するに地方自治体が財政面の経費節減と効率性とともに行行政サービスの質を向上させることが目的だと言われているのです。要するに私に言わせると、歳出をどうやって減らすのだということなのです。各事業に同じサービスを提供する上でどれだけ経費節約してできるのかと、町民に対するサービスを。そういうことなのです。どうやって経費減らすか、その意味でなのだと、そっちのほう重点的な部分なのではないのと私は理解しているのです。それで、事務事業の見直しとかと、いろんなこと過去ずっと何年もやっているわけです、同じこと言って、言葉では。そしたら、今答弁聞いていると、その具体的、では何なの、やったのというのが一つも出てこない。それっておかしいと思いませんか。さらに、民営化というのは、私は悪いと思っていないし、むしろ進めるべきものだと私は認識していますけれども、かかる経費がかからない、税金が多く使わなくて済むのなら、それでいいのです。としか私は思わないのです。だから、今まで過去に、前の話が行革の中でも、かなりの行革大綱の中でも必ず民間委託等の推進とかと書いているわけです。もう既に今までやってきた、役場の中でやってきた事務事業の見直しとかでもう手詰まりで、もうそれ以上は削減はできないのだということから民営化というのが出てきたのではないですか。私は、そう理解しているのです。とすれば、今さら民営化

の部分を白紙にするということは考えられない。それは、大前提なわけです。では、民営化に落としたりただれだけ、さっきも言いましたように、行政サービスをどれだけ落とさなくてできるか、さらに自治体としての責任がありますから、それを果たす上で、その責任が果たすことができればいいのではないですか。私は、そう思うわけです。だから、最初の白紙に戻すという話から、去年のうちからいろいろ議論はしているわけですが、どうも理解できない。だから、行財政改革ってどういうふうに思っているのですか。それを再度お聞きしたいのですけれども。

それと、3回ほどやられていると、その会議を。全体にやっていないと。また、同じことと言いますが、結局何も出てこないから、そうなのではないですか。会議もできないのではないですか。行き先が決まっているから、結論が決まっているからなのではないかなと私思うわけです。そして、一応26年度までにやるとすれば、先ほど25年度中にめどをつけたというふうに話を言っていますけれども、今まででいくと再度民営化の部分に戻らざるを得ないだろうと、私そう思うわけです。さらに、いろんな弊害とかあるという話あって、コスト的にどう比較した、いろんなデータとか実際はあるわけです。今までいろんな保育所の問題とか、給食センター、いろんな形でデータ、民間に委託、試算していますよね。それが結果的には全部民営化のほうにしたほうがいいという結果しか出ていないデータしか出てこない、どうやっても、と私思うわけです。再度その辺を含めまして、どうも考えを変える気はないのだろうなと思いつつも、どちらにしても行革を推進する上でやっていかなければならない項目で挙げられているわけですから、その辺再度民営化を含めて検討せざるを得ない状況なのではないかと私思うけれども、その辺を含めて、同じこと言っているみたいなのだけれども、質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

だんだん質問のスピードが速くなってきて、途中聞き取れないところも時々出てまいります。まず行政改革、もちろん財政の削減が大命題でございますのは私も十分承知でございます。これ小泉改革の時代から毎年毎年町財政の1億円ずつ削られてきて、たった1億円でも非常に削るのが爪に火をともしようにして各町村みんな頑張っています。これの弊害として私残っているような気がいたします。町として責任を持って町民にサービスを提供しなければならない部分がどうしても民間に委ねないと、地方公務員の給与の計算でいきますと、まず民間にはかなわない、その部分から民営化という手法がとられてきたと、そのように理解をしているところでございます。そういった部分では、町政執行方針も載せさせていただきましたけれども、あれは給食センターについては正職員が1人やめて、そして臨時職員にかわると、それだけで人件費の額がぐんと下がると。具体的には行革の担当者から説明をさせたり、そういったふうにいたしますが、そういった部分を考えますと、要は正職員を全て引き揚げて民間に全て委ねれば、それでいいのかと。そういったときには、民間というのはやはり倒産する場合があります。調子が悪くなると、全部撤収いたします。そういった町政の部分全て民間に委ねるといえることは、私はちょ

っと危険な部分があるのかなと、そのように考えるところでございますので、今まだ慎重に進めておるところでございます。そういった部分では、今後もこの行革の部分について、まず平成25年度中に、先ほども申し上げたとおり、これになるべく間に合わせる部分は間に合わせながら、できるよう鋭意取り組んでいくということでございます。

足りない部分につきましては、担当課のほうに若干補足をさせていきたいと、そのように思いますが……具体的な数字はよろしいですね、そういったことで。そういったことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 松田議員、再々質問、なるべく整理してお願いします。

○4番（松田兼宗君） 言いたいことがいっぱいあるとちょっと、わかりました。

考えは大体変える気はないのだというふうにはわかっていますけれども、それで最後に質問したいのは、執行方針の中で先ほど給食センターの話していますよね。それって努力してやったというわけではないのだと思うのです。それをなぜそういうものの、自然発生的に出てきたものをあたかも行政改革をしているのだというふうに、書き方に読み取れるのです。それというのは違うのではないと思うわけです。むしろ執行方針から外してもらったほうがいいのではないですか。何も実際にできないわけですから、事務事業の見直しなんて。あたかもそういうふうな言葉を載せて、やっているというような、違うというふうにしかな考えられないのですが、その辺削除するとか考え直すということありませんか。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

そういう誇示した文章にはなっていないと私は思っておりますので、ご理解をいただければなど。読み方、個人のとり方でそういうふうにとられる方がいらっしゃるとすれば、私のほうからはおわび申し上げなければなりません、そういう誇示した話の部分ではございません。

内容については、若干うちの担当課のほうから補足をさせます。

以上です。

○総務課参事（佐々木陽市郎君） それでは、私のほうから町長より指示がありましたので、内容について若干補足的にご説明したいと思います。

書き方がちょっと不足していたかなと、記述が足りなかったのかなという部分でございまして、大変原稿をつくった担当者としては反省しているところでございます。ただ、ここで言いたかったのは、第14回の特別委員会の際に各事業の効果額、影響額等の資料も出しておりまして、そのときに人件費と参考見積もり、業者から2社との参考見積もりを出させて比較をしております。その中で低減効果額が約1,060万、80万程度ですよということで、それが低減の効果額に考えられますという、そういう資料を14回のときに提出してございまして、そのときは職員が現在の1名退職する前の人件費でございまして、今度1名退職したことによりまして約690万円ほど臨時職員に置きかえても経費が下がるわけでご

ざいまして、そうすると削減効果額のところが大きく低くなってきます、計算上は。ですから、そういう参考資料として出した部分が大きく変わってまいりますので、これまでの民営化等の検討の中でそういう効果額等も変わってくるので、そういうことも今後の行革審議の中で提示して説明して参考として議員さんのほうにも提供したいという意味合いの表現でございまして、大変私のといたしますか、表現が不足していたかなと思いますが、真意とすればそういうところでございますので、お酌み取り願えればと思います。

○議長（野村 洋君） 3問終わりましたので、いいですね。

行財政改革における重点3事業についてを終わります。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時25分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、消費税増税の森町行政への影響についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、3問目ということで消費税増税の森町行政への影響についてということで質問させていただきます。

今後実施時期が変更されるかもしれませんが、2014年4月から8%、2015年10月より10%へと引き上げられる予定の消費税は、第一生命経済研究所の試算によれば、年収が500万から550万の夫婦のどちらかが働く子供2人の標準世帯で8%のときに年7万2,948円、10%のときに11万9,360円も現在より負担がふえると試算されております。そこで、最短で来年の4月に消費税増税があると考えられることから、その場合の森町の行財政に与える影響を試算する必要があると考えますが、いかがか。また、町民に直接的に影響があると考えられる上下水道料金、ごみ処理料金、あるいは給食費などの値上げにもつながりかねないと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 質問にお答えいたします。

昨年8月に社会保障と税の一体改革関連法が成立し、その中で消費税は平成26年度から段階的に引き上げることになっております。行財政に与える影響額ですが、正確に把握することは困難ですので、概数となりますが、消費税が8%になると試算した場合、平成25年度の一般会計予算案ベースで歳出では4,500万円程度の増額になるものと見込んでおります。一方、歳入では、平成25年度予算案において地方消費税交付金を1億7,900万円計上しております。地方消費税交付金は、消費税の国分4%と合わせて地方分1%が徴収されており、地方分の2分の1が都道府県に、残り2分の1が人口と従業者数の割合で市町村に分配されるものであります。消費税が8%に引き上げられた場合、地方消費税が1%から1.7%に引き上げられますので、これをもとに試算しますと、歳入では1億2,500万円程度の増額になるものと見込んでおります。このことから、歳入歳出を差し引いた影響額は

8,000万円程度の増額となり、あくまでも現時点での試算によるものではありませんが、即応できる体制には今現在ございます。

次に、町民に直接的に影響があると考えられる料金などですが、上下水道事業は業務の効率化を図り、現状の水道料金や下水道使用料を維持しながら事業運営に努めているところであります。消費税増税が実施されれば、水道料金や下水道使用料に増税分を転嫁せざるを得ないと考えております。また、ごみ処理料金ですが、有料ごみ袋は証紙として扱われていて消費税法第6条に規定された非課税証書でありますので、消費税増税の影響はないものであります。事業者から排出される事業系一般廃棄物の処理手数料は、現下の経済情勢を鑑み、現行のままとし、経済の回復を待って判断いたします。学校給食につきましては、平成10年度より15年間据え置いておりますので、消費税増税分と現在の賄い材料の価格を考慮しながら適正な給食費を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） 大体数字は8,000万増ということになるみたいなのですが、正確にはまだ後になるのでしょうかけれども、ちょっと今の確認したいのですが、ごみ処理料の料金の件に関して証紙だから影響ないという話言っていますけれども、違うのではないかなと思うのですが、仕入れ段階で、ごみ袋をつくる段階で消費税が加算されてくるはずなのです。とすれば、影響がないということには、非課税扱いなのだけれども、町の段階では、その前のつくる上では消費税当然かかってきますから、影響がないとは考えづらいのですが、ちょっとその辺再度確認をお願いしたいと思います。

それで、できるだけ影響がないような形で、ごみ処理料にはそうですよね。上下水道には即影響が出てくるということになるのでしょうかけれども、この辺これだけ8,000万が増ということになれば、その分で税の使用目的が違うわけですから、そういうわけにはいかない部分があるかと思えますけれども、必ず上げざるを得ない状況になるというふうに理解してよろしいのですか、上下水道に関して。ちょっとお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時29分

再開 午後 4時30分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○環境課長（横内仁司君） ただいまの質問にお答えをいたします。

議員指摘のとおり、仕入れ段階では確かに消費税の対象になります。ただし、今回の質問の趣旨でございます町民が影響を受けるかということに対しては、非課税ということで受けないというふうにお答えをいたします。

○上下水道課長（石島則幸君） これについて上下水道料金についてですが、上下水道課

としては先ほど町長が答弁したとおり水道料金収入的には750万程度、下水道使用料金的には250万ぐらいの収入を一応減になる、要するに取らないということになれば両方合わせて1,000万程度の減になるものですから、今上下水道的には施設の修繕あるいは更新等にこれからお金かかってきますので、その収入の分が減るということは当然支出の分を抑えていかなければなりませんので、その分一応課的にはそういう削減という形を考慮しながら運営していかなければならないということになりますので、課税分はどうしてもやっぱり転嫁して、その分当然事業の運営には欠かせないものですから転嫁せざるを得ないと。また、一般会計からの補助的な部分がもしあるのであれば、それはそういった部分でもし対応ができるのであれば、私的にはそういう転嫁という部分検討していくことになると思います。ただ、現状的に判断するのであれば、今町長が答弁した増税分を課税していくというようなことになると思います。

○町長（梶谷恵造君） 私のほうから若干お答え申し上げます。

やっぱりあくまでも現時点での試算でのお話でございますので、確定したことは申し述べられませんが、やはり町民に対するいろいろな影響が出てくる、そういった時点の上で町財政的に黒字になるのであれば、そういった部分でカバーをしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） 結構です。

○議長（野村 洋君） 消費増税の森町行政への影響についてを終わります。

次に、教育行政執行方針についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、4問目をさせていただきます。教育行政執行方針についてということで質問させていただきます。

教育長の平成25年度教育行政執行方針の中で述べられている、学校教育においては森町の教育推進の根幹を担ってきたとされる森町教育水準向上対策協議会学校教育部の見直し、社会教育においては森町教育水準向上対策協議会社会教育部組織の見直し、そして社会体育においては同じく森町教育水準向上対策協議会社会教育部の健康をつくる活動班の見直しを進め、よりきめ細やかな活動を進めていくとしています。この見直しについて具体的に説明をしていただきたいということで質問させていただきます。

○教育長（香田 隆君） 松田議員のご質問にご答弁をいたします。

森町教育水準向上対策協議会は、昭和41年に旧森町の町ぐるみの教育運動として発足し、合併後も継続してまいりました。学校教育部は、総務部、研究部、事業部、複式部、そして特別委員会で構成されております。現在の学校教育の大きな課題は、子供たちにたくましく生きる力をどう身につけさせるのかということであります。そのために、確かな学力、豊かな心、健やかな体をどう育てていくのが日々の教育実践で取り組まれております。そのような今日的な教育課題を森町全ての学校で取り組んでいくとき、より機能的な組織

のあり方について検討を加えていきたいと考えております。具体的には、学校の責任者である各学校長が組織の運営全体に責任を持ち、校長会などで課題を確認しながら迅速に対応できる組織にしていきたいと考えております。また、子供たちの学力向上や教職員の指導力の向上に向けて日常的な教育研究活動の推進できるような体制にしていきたいと考えております。社会教育部につきましては、心を育てる活動班が21名、健康をつくる活動班が21名、それぞれボランティアで参加し、地域の活動や団体活動の支援と協力を進めております。それぞれの活動は、社会教育活動とスポーツ活動に分けられますが、現在は社会教育部として1つの組織の中で活動が進められております。社会教育法が改正される中で地域の力で学校を支援していくことが提唱されておりますが、社会教育部でも学校の支援活動を進める組織のあり方を検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） 実は、この執行方針を読んだ中で3カ所も見直し、見直しというところ載っているものですから、その中身について全然わからない。そして、資料で出されている部分見ると、去年の予算と何ら変わっていない予算計上されています。そしてさらに、この事業点検評価書という、教育委員会を出している、これを見ましてもそれらしいことは何も書いていない。ただ、妥当であるという形でなっています。ただ、予算面に関しては、財政面に関しては要検討というふうになっているわけです。その中で一体何をやろうとしているのか、見直そうとしているのか全然わからなかったわけです。今の説明だけでもちょっとぴんとこない部分もあるのですけれども、要するに具体的にどう直すのかというよりも、教育長は長年というか、最初から教育委員会畑一筋の人なはずなのです。その中にいる人が今まで森の教育の根幹を担ってきたとされる教対協ですか、のほうを見直し、見直しと言っていることがどうも理解できなかった。その辺の部分を含めてなぜ、教育長になって初めてということ、問題があったからだとは思っているのですけれども、その組織自体が。いろんな前の資料というか、見ると、この団体というのは団体自体がよくわからなくてというよりも、41年4月に森町長が会長で、そして副会長が議会議長、教育委員長というふうになっているわけです。どういう組織、改めてこの組織って一体何なのだろうかと疑問に思ったわけです。そこで、今言ったことを含めまして端的に、長年続いているわけですから、当然森の教育というのを担っている部分というのは外部の評価というか、外からの評価というのは高いのだという話は聞いています。その中でこういうのが出てきたものですから、再度その辺の具体的な何が問題だったのだという、むしろ必要ないという判断ではないのだと思うのですけれども、そのことも含めて答弁、再度その辺詳しく答弁していただければ、お願いします。

○教育長（香田 隆君） それでは、ご答弁をさせていただきます。

教対協の組織につきましては、46年、7年目になろうとしている組織で、実は合併のときもいろいろ議論がありました。教対協をやめて学校教育部は教育研究所にする、社会教

育のほうは社会教育の別な組織にするというような議論もございましたけれども、結果的にはいろんな形で教対協がそのまま存続したという経過がございます。私が見直しという言葉であらわしたのは、先ほどもちょっと1回目の答弁で申し上げましたけれども、今の学校現場の現実的な教育の課題を解決していくためにはもう少しいろんな部の組織の改編をしなければならないということと、それと今の学校教育部の役員の体制が各学校長が例えば学校教育部の部長さんと副部長さんに3人いて、その方たちとほかの部のつながりがなかなか持てないとか、いろんな組織上の問題も実はちょっとお聞きしましたので、では今年というか、25年度1年かけて学校教育部が今の教育的な課題を解決できるような組織にするためにはどうしたらいいのかということを考えてみませんかということで12月の末ぐらい、そのころに学校教育部の部長さん、役員さんとお話をさせていただきました。やっぱり今の例えば特別支援教育の問題、それから幼稚園と小学校、中学校の連携の問題、それと今の学力向上ということで学校改善プランというのをそれぞれつくって各学校で実践しておりますけれども、ではそれを森町全体として学力向上の計画を、いわゆる町の学校教育としてきちっとした計画を持っていこうとか、いろんな課題がございます、ではその辺をどういう組織にしたら一番やりやすくなるのかなということがありましたので、その辺をひとつ重点的に見直していきたいというのが学校教育部でございます。それから、社会教育部につきましては、社会教育部も長年やっていますけれども、やっぱり今の先ほど言いました地域の中で学校をもっとみんなで支援していきましようというのが平成20年の社会教育法の改正の中で言われてきましたので、では社会教育部のほうでももっと地域の力で子供たちの学校での活動、それから学校から帰ってきたときの活動、その辺を社会教育部として支援できる体制が何かつくれないのかなということもございましたので、見直しという言葉であらわさせていただきました。ちょっと中身が執行方針の中で具体的に書けなかったものですから、大変申しわけありませんでした。そんなことで考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） いいですか。

○4番（松田兼宗君） はい。

○議長（野村 洋君） 教育行政執行方針についてを終わります。

以上で4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

一般質問を終わります。

◎日程第4 議案第17号ないし議案第30号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第17号から議案第30号まで14件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第17号から議案第30号までについては、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く15人の委員で構成する予算

等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。あわせて質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案1件ごとに取り扱うものいたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第17号から議案第30号までについては、議長を除く15人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会により委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 4時46分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長、副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に菊地康博君、副委員長に東秀憲君が選任されました。

◎休会の議決

○議長(野村 洋君) お諮りします。

予算等審査特別委員会付託議案審査のため、3月12日から3月14日までの3日間休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

3月12日から3月14日までの3日間は休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長(野村 洋君) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(野村 洋君) 本日はこれで延会します。

次回の本会議は、3月15日午後1時開会といたします。

延会 午後 4時47分